

**弥彦村障がい者計画
第7期弥彦村障がい福祉計画
第3期弥彦村障がい児福祉計画**

(素案)

令和6年2月

弥彦村

目次

■第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 国の動向	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 法的根拠	3
(2) 他の計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
(1) アンケート調査の実施	4
(2) パブリックコメントの実施	4
(3) 弥彦村自立支援協議会	4
■第2章 障がい者を取り巻く状況	5
1 人口の状況	5
2 障がい者の状況	6
(1) 身体障がい者の状況	6
(2) 知的障がい者の状況	9
(3) 精神障がい者の状況	9
(4) 自立支援医療受給者の状況	10
(5) 障害支援区分別の認定者数	11
3 調査結果	12
■第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念等	25
2 基本目標	25
1 社会参加の促進	25
2 サービスの確保・支援の充実	26
3 居住等の場の確保	26
4 相談支援体制の確立	26
3 計画の体系	27

■第4章 施策の展開	28
1 生活支援の充実.....	28
(1) 障がい福祉サービス等の充実.....	28
(2) 地域生活支援の充実.....	30
(3) 文化・芸術活動等の充実.....	30
(4) 総合的な就労支援の充実.....	31
(5) 相談支援体制の確立.....	32
2 保健・医療等の充実.....	33
(1) 保健・医療等の充実.....	33
3 療育・保育・教育の充実.....	35
(1) 療育体制の充実.....	35
(2) 保育サービスの充実.....	36
(3) 教育体制の確立.....	36
4 情報・コミュニケーションの充実.....	37
(1) 情報提供の充実.....	37
(2) 情報のバリアフリーの推進.....	38
5 福祉のまちづくりの推進.....	38
(1) バリアフリー化の推進.....	38
(2) 差別の解消及び権利擁護の推進.....	39
(3) 防犯・防災体制の充実.....	39
■第5章 第7期障がい福祉計画	40
1 第6期計画の目標の達成状況.....	40
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	40
(2) 地域生活支援拠点等の整備.....	41
(3) 福祉施設から一般就労への移行等について.....	42
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	44
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	44
2 第7期計画の成果目標.....	45
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	45
(2) 地域生活支援の充実.....	46
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	47
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	49
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	49
3 障がい福祉サービス等の実績と見込量.....	50
(1) 訪問系サービス.....	50
(2) 日中活動系サービス.....	53

(3) 居住系サービス.....	64
(4) 相談支援	67
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	73
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	76
4 地域生活支援事業の実績と見込量.....	77
(1) 地域生活支援事業の実績と見込量.....	77
(2) 任意事業	84
■第6章 第3期障がい児福祉計画	85
1 第2期計画の目標の達成状況	85
(1) 障がい児支援の提供体制	85
(2) 医療的ケア児に対する支援	85
2 第3期計画の成果目標.....	86
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	86
3 障害児通所支援等の見込量	88
(1) 障害児通所支援.....	88
(2) 障害児相談支援等	92
(3) 発達障がい者等に対する支援.....	93
■第7章 計画の推進に向けて	94
1 サービスの円滑な利用促進	94
(1) 計画の推進体制.....	94
(2) サービスの質の確保	94
(3) 障がい者のニーズの把握と反映.....	94
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	94
(1) 情報提供と啓発の促進	94
(2) 評価結果の周知	95
■資料編	
1 弥彦村自立支援協議会の審議経過.....	
2 弥彦村自立支援協議会 委員名簿.....	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

弥彦村では、人生のすべてのときにおいて障がいや病気の有無にかかわらず、自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさに包まれて充実した暮らしができる社会の実現に向けて取り組みを進めています。

国においては、障害者基本計画（第5次）において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者が、自らの決定に基づき選択できるあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとしています。障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めるとともに、施策を総合的・計画的に推進すること、また、障がい者等への偏見や差別を払拭するため「障がいの社会モデル」等障がい者の人権の確保のうえで基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすことが重要であるとしています。

弥彦村においても、国の制度や社会情勢の変化を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加を支援する施策の一層の推進を図るため、「弥彦村障がい者計画・第7期弥彦村障がい福祉計画・第3期弥彦村障がい児福祉計画」を一体的に策定し、施策の推進についての取り組みを定めるものとします。

(2) 国の動向

令和3（2021）年 6月 「改正障害者差別解消法」公布（2024年4月施行）

- これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体など同様に「義務」とされました。

令和4（2022）年 6月 「改正児童福祉法」公布（2024年4月施行）

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が示されました。

12月 「障害者総合支援法等一部改正法」公布（2024年4月施行）

- 障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者や小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化などの措置がとられました。

第1章 計画策定にあたって

令和5年5月19日付で、国の基本指針の一部改正が告示され、ポイントとなる部分を下記にまとめました。

基本指針の見直しの主なポイント <障がい福祉計画・障がい児福祉計画>

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

弥彦村障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、本村における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

第 7 期弥彦村障がい福祉計画

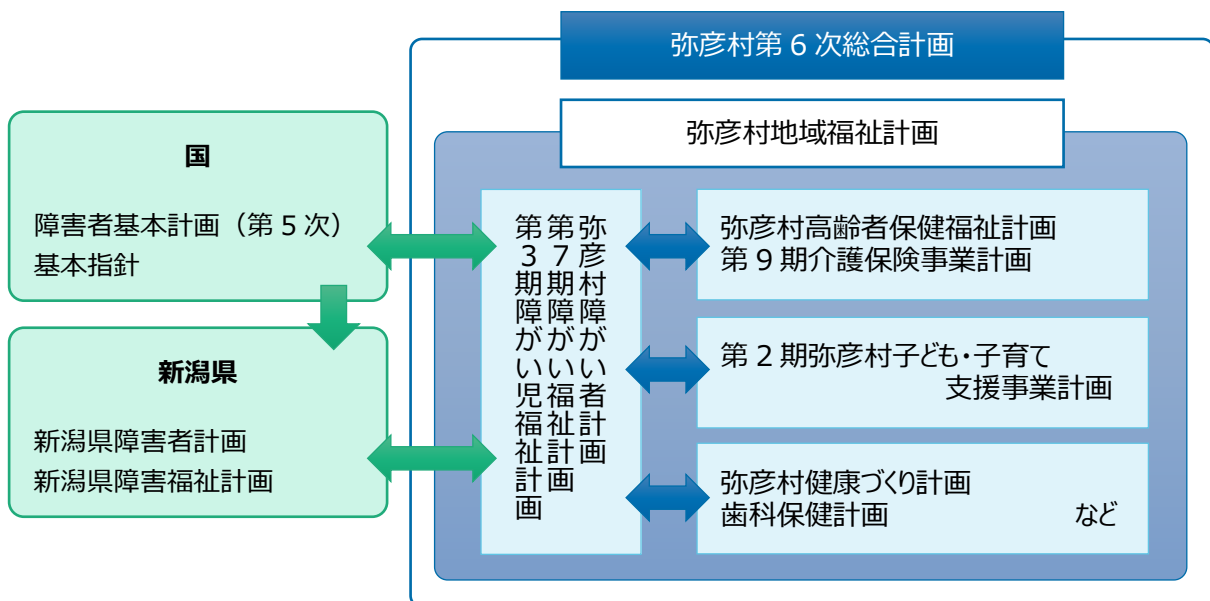
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、弥彦村障がい者計画の基本理念、基本目標等を継承した計画となっています。本村における障がい福祉サービス、相談支援の提供に関する具体的な数値目標等を定め、地域生活支援事業の実施に関する事項を掲げた計画です。

第 3 期弥彦村障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本村における障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保等、円滑な実施に関する計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の障害者基本計画（第 5 次）および基本指針、新潟県の障害者計画を踏まえるとともに、上位計画にあたる「弥彦村第 6 次総合計画」を上位計画とする「弥彦村地域福祉計画」の分野別計画として、「弥彦村高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」「第 2 期弥彦村子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図りました。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。
法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
弥彦村障がい者計画 第6期弥彦村障がい福祉計画・ 第2期弥彦村障がい児福祉計画			弥彦村障がい者計画 第7期弥彦村障がい福祉計画・ 第3期弥彦村障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、庁内関係課と連携を図るとともに、幅広い意見の聴取に努めました。

(1) アンケート調査の実施

本村における障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために、障害者手帳を所持している人などを対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

広く村民の意見を募るために、広報紙およびホームページを通じてパブリックコメントを実施しました。

(3) 弥彦村自立支援協議会

障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等からなる弥彦村自立支援協議会を開催し、幅広い意見の反映に努めるとともに、審議を行いました。

■「障害」の「害」の字の表記について■

本計画では、国の指針および法律・サービス名などは漢字で「障害」と表記し、それ以外は「障がい」を使用します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

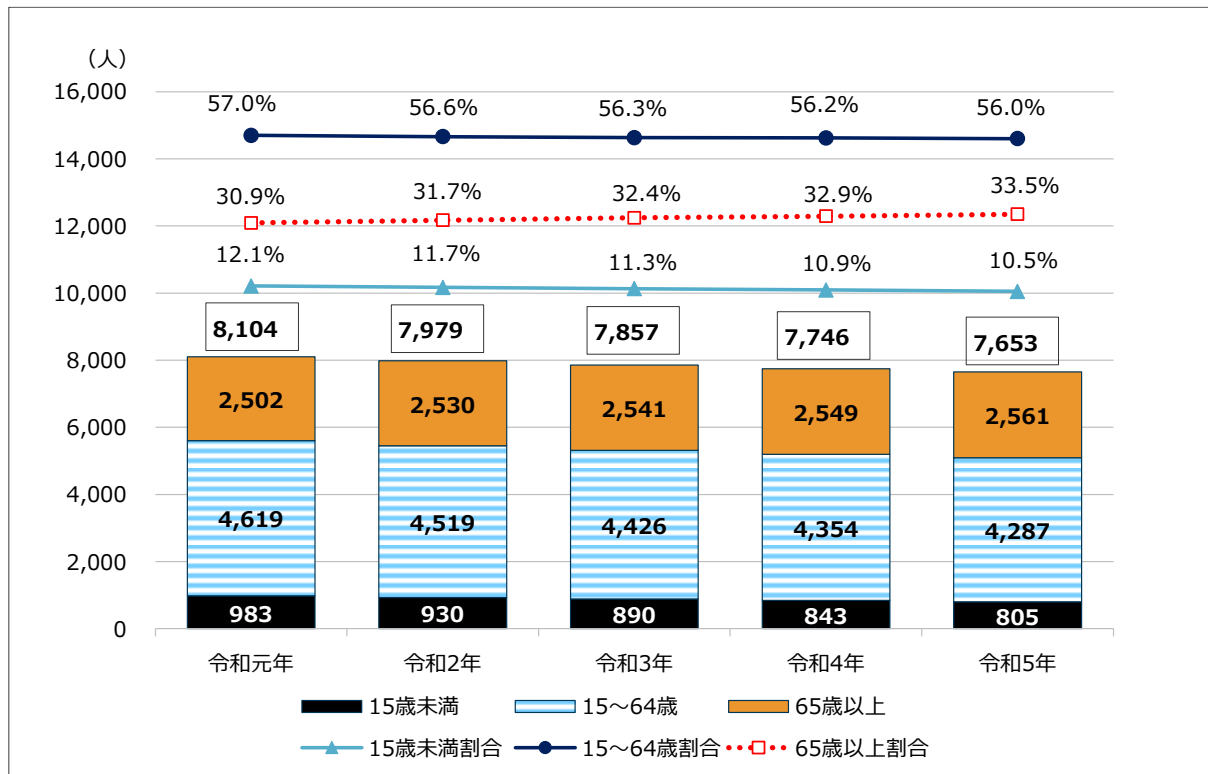
本村の令和5年4月1日の住民基本台帳による人口は7,653人、このうち高齢者数は2,561人で総人口に占める割合は33.5%となっています。

〈人口の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	8,104	7,979	7,857	7,746	7,653
0～14歳	983 (12.1%)	930 (11.7%)	890 (11.3%)	843 (10.9%)	805 (10.5%)
15～64歳	4,619 (57.0%)	4,519 (56.6%)	4,426 (56.3%)	4,354 (56.2%)	4,287 (56.0%)
65歳以上	2,502 (30.9%)	2,530 (31.7%)	2,541 (32.4%)	2,549 (32.9%)	2,561 (33.5%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

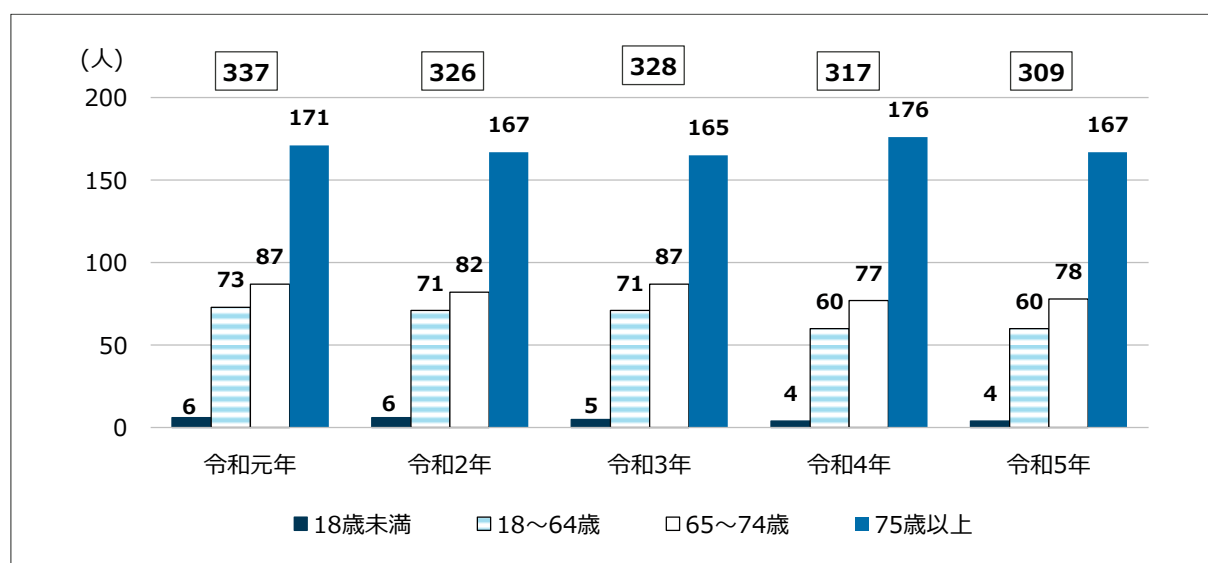
身体障害者手帳所持者数の推移は、令和元年から令和5年でみると減少しています。また、手帳所持者の約50%が75歳以上となっています。

〈年齢別身体障害者手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	6	6	5	4	4
18～64歳	73	71	71	60	60
65～74歳	87	82	87	77	78
75歳以上	171	167	165	176	167
合計	337	326	328	317	309

資料：福祉課（各年4月1日現在）



身体障害者手帳所持者数の推移を障がい種別で見ると、肢体不自由が最も多く194人、次いで内部障がい78人となっています。

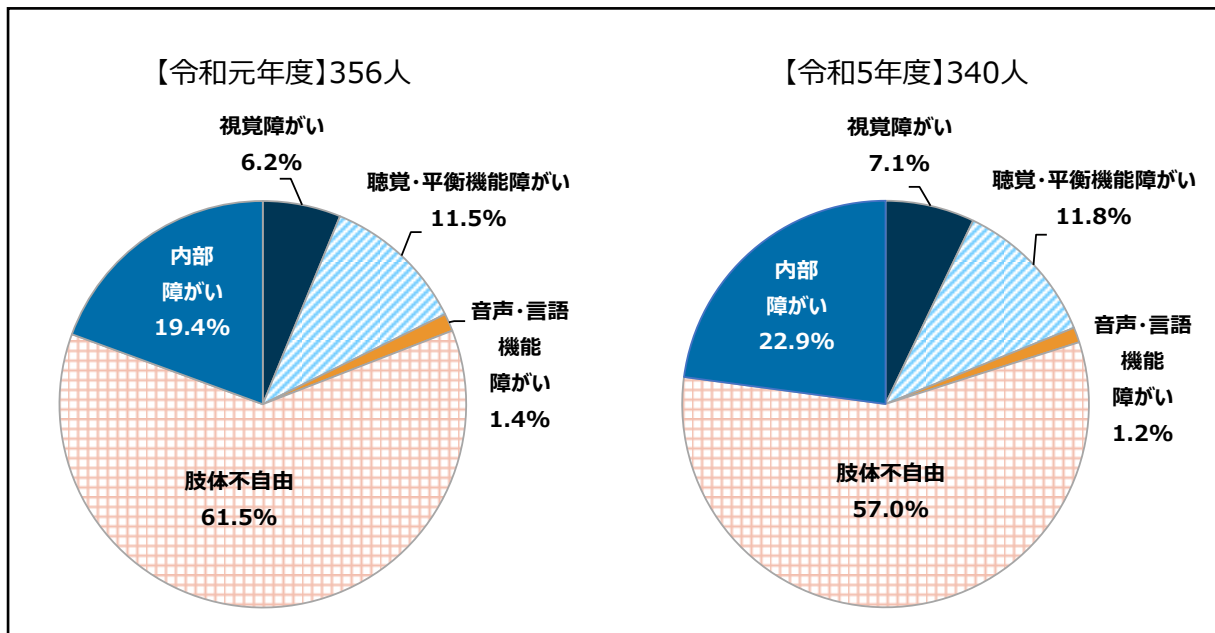
〈身体障害者手帳所持者の障がい種別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	22 (6.2%)	23 (6.7%)	22 (6.1%)	22 (6.3%)	24 (7.1%)
聴覚・平衡機能障がい	41 (11.5%)	38 (11.1%)	41 (11.5%)	40 (11.4%)	40 (11.8%)
音声・言語機能障がい	5 (1.4%)	5 (1.5%)	5 (1.4%)	5 (1.4%)	4 (1.2%)
肢体不自由	219 (61.5%)	203 (59.5%)	211 (58.9%)	209 (59.5%)	194 (57.1%)
※内部障がい	69 (19.4%)	72 (21.1%)	79 (22.1%)	75 (21.4%)	78 (22.9%)
合計	356	341	358	351	340

※手帳の重複者がいるため合計が実人数と合わない所があります。

資料：福祉課（各年4月1日現在）



※令和5年度は、端数処理の関係で、内訳の和が100%とならないため調整しています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向となっています。等級別では1級が87人と最も多く、次いで4級が74人となっています。

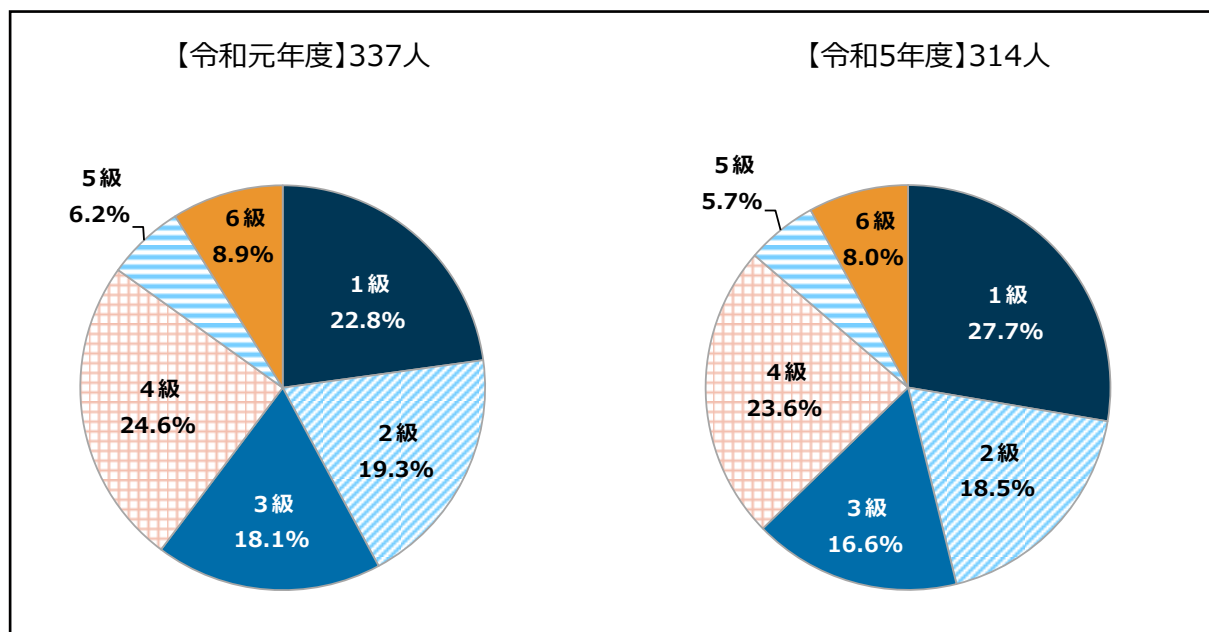
〈身体障害者手帳所持者の等級別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	77 (22.8%)	75 (23.0%)	82 (25.0%)	83 (26.2%)	87 (27.7%)
2級	65 (19.3%)	66 (20.2%)	67 (20.4%)	67 (21.1%)	58 (18.5%)
3級	61 (18.1%)	56 (17.2%)	56 (17.1%)	49 (15.5%)	52 (16.6%)
4級	83 (24.6%)	83 (25.5%)	77 (23.5%)	76 (24.0%)	74 (23.6%)
5級	21 (6.2%)	18 (5.5%)	18 (5.5%)	17 (5.4%)	18 (5.7%)
6級	30 (8.9%)	28 (8.6%)	28 (8.5%)	25 (7.9%)	25 (8.0%)
合計	337	326	328	317	314

※端数処理の関係で、内訳の和が100%とならない場合があります。

資料：福祉課（各年4月1日現在）



(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は緩やかに増加傾向がみられ、令和5年には61人となっています。
また、A判定（重度）の割合が増加しています。

〈年齢別療育手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	11	9	9	8	8
18歳以上	47	52	52	52	53
合計	58	61	61	60	61

資料：福祉課（各年4月1日現在）

〈療育手帳所持者の判定別割合〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定 (重度)	27 (46.6%)	28 (45.9%)	28 (45.9%)	28 (46.7%)	29 (47.5%)
B判定 (中・軽度)	31 (53.4%)	33 (54.1%)	33 (54.1%)	32 (53.3%)	32 (52.5%)
合計	58	61	61	60	61

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向がみられ、令和5年には67人となっています。

〈精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	2	2	3	5	4
2級	35	39	46	50	55
3級	5	6	7	7	8
合計	42	47	56	62	67

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療の3種類があります。

身体や精神に特定の障がいがあるために、特定の手術や治療で入院したり、定期的に通院したりする必要がある方に対して一部又は全部の医療費が支給されます。

① 自立支援医療（育成医療）受給者

自立支援医療（育成医療）の受給者は入院、通院等ともに2人となっています。

〈自立支援医療（育成医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者	入院	0	1	1	1	2
	通院等	0	1	2	1	2

資料：住民課（福祉行政報告例年度報各年4月1日現在）

② 自立支援医療（更生医療）受給者

自立支援医療（更生医療）の受給者は増加傾向となっています。

〈自立支援医療（更生医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者	入院	3	5	5	2	4
	通院等	10	9	13	13	15

資料：住民課（福祉行政報告例年度報各年4月1日現在）

③ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は令和元年から令和5年でみると133人となっています。

〈自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移〉

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者	133	138	143	133	133

資料：住民課（各年4月1日現在）

(5) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分とは、障がい者の支援の必要度を示す尺度です。障がい福祉サービスの介護給付費の支給決定の際に判定します。

区分1～区分6とあり、区分6が最も支援を必要と判定された状態です。

障害支援区分の認定者数は、令和5年4月1日現在39人となっています。

区分別では、区分3が12人と最も多く、次いで区分2が9人となっています。

また、障がい別・区分別にみると知的障がい者の区分3が10人と最も多くなっています。

〈障害支援区分別認定者数〉

(単位：人)

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	1	2	0	3
区分2	1	2	6	9
区分3	2	10	0	12
区分4	0	4	2	6
区分5	0	4	0	4
区分6	4	1	0	5
合計	8	23	8	39

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

※重複障がいを含んでいます。

3 調査結果

【調査目的】

本調査は、令和6年度を初年度とする「弥彦村障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、本村における障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

【調査内容】

- 調査月：令和5年（2023年）3月
- 調査基準日：令和4年（2022年）4月1日現在
- 調査対象者：身体障害者手帳をお持ちの方
療育手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
自立支援医療（精神通院）を受給されている方
特別児童扶養手当を受給されている方
障害児通所支援を受給されている方
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収

【有効回答数】

- 配布部数：489部
- 回収部数：249部
- 回収率：50.9%
- 有効回答数：249部

【調査結果の見方】

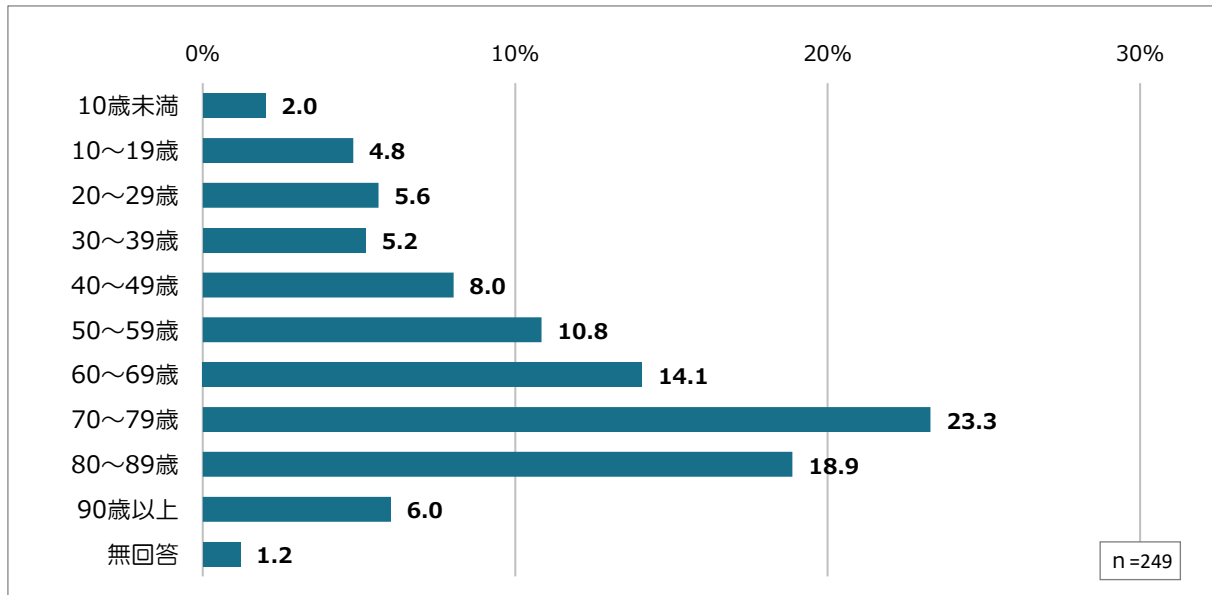
- ① 調査結果中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④ クロス集計の算出は、無回答を除いている場合は、単純集計と数値・%値が一致しない場合があります。
- ⑤ 設問により令和2年に実施した前回調査結果と比較しています。
- ⑥ 手帳の所持で、「持っていない」とする回答については、「障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方」「精神障がいにかかる医療費助成制度を利用されている方」「指定難病、発達障がいなどにより特別な支援、援助を必要とされる方」です。

※クロスグラフの回答数（n）が少数の場合は、その傾向に注意が必要です。

●年齢

あなたは、何歳ですか（令和4年4月1日現在）

「70～79歳」が23.3%と最も高く、次いで「80～89歳」が18.9%となっています。
 年齢を3区分にすると、「障がい児（18歳未満）」が6.4%、「障がい者（18～64歳）」が35.3%、「障がい者（高齢者）（65歳以上）」が57.0%となっています。



障がい者に関する手帳の所持別 年齢

	合計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
身体障害者手帳	157 100.0%	4 2.5%	8 5.1%	23 14.6%	46 29.3%	76 48.4%	0 0.0%
療育手帳	32 100.0%	6 18.8%	10 31.3%	9 28.1%	2 6.3%	4 12.5%	1 3.1%
精神障害者 保健福祉手帳	29 100.0%	0 0.0%	8 27.6%	15 51.7%	2 6.9%	2 6.9%	2 6.9%
持っていない	25 100.0%	7 28.0%	4 16.0%	11 44.0%	2 8.0%	1 4.0%	0 0.0%

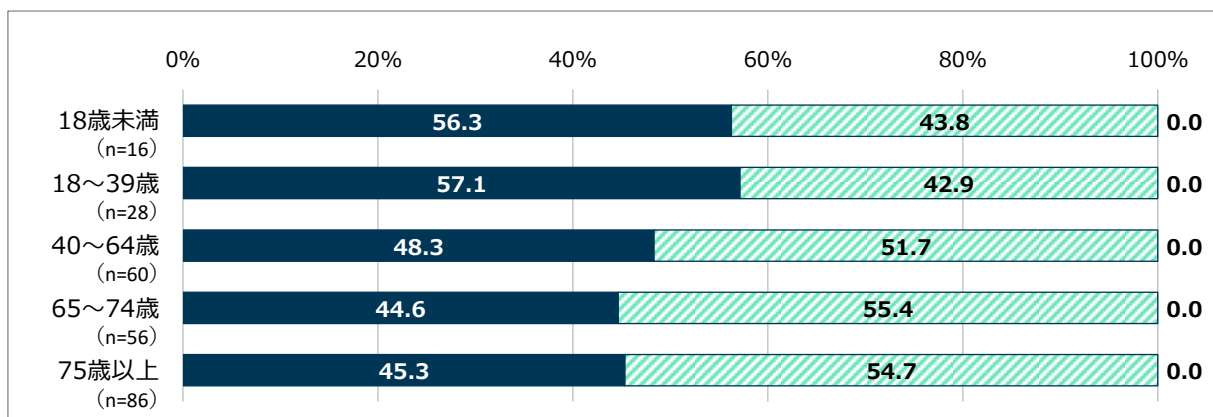
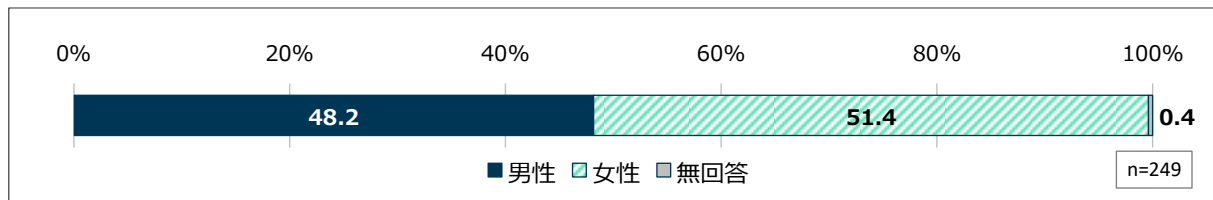
※ 手帳の種別については、重複回答者を含んでいるため、全体の合計と一致していません。

第2章 障がい者を取り巻く状況

●性別

あなたの性別はどちらですか。

「男性」が48.2%、「女性」が51.4%となっています。

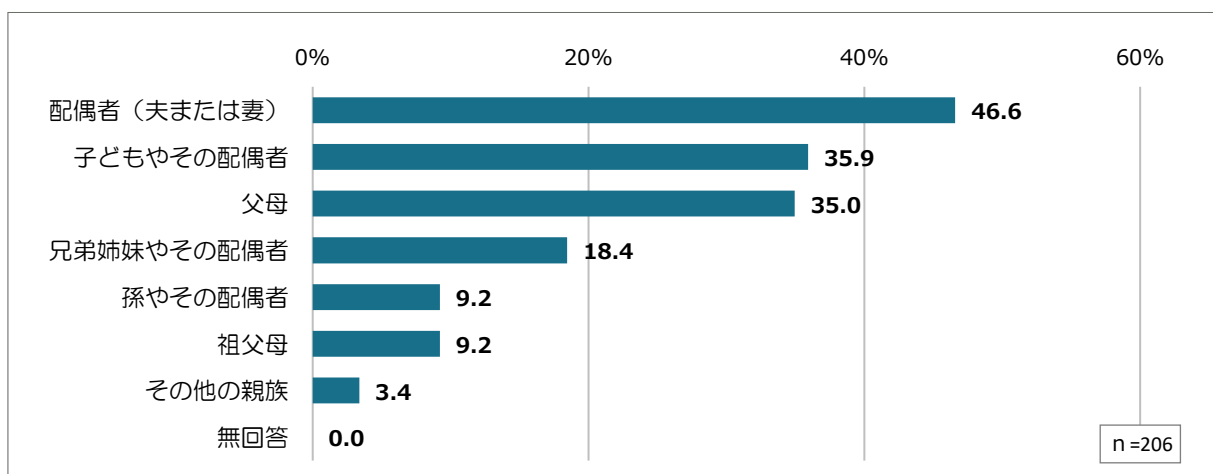


日常生活について

●同居者

現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか（複数回答）

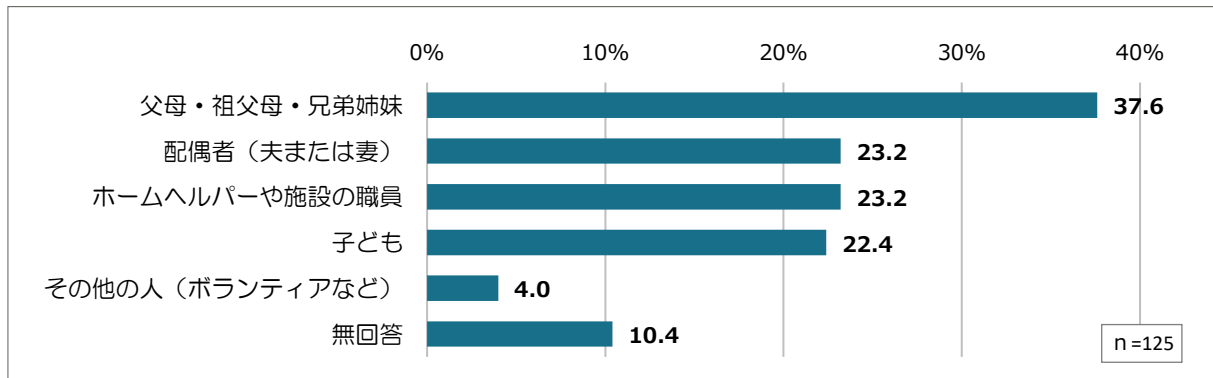
「配偶者（夫または妻）」が46.6%と最も高く、次いで「子どもやその配偶者」が35.9%、「父母」が35.0%となっています。



主な介助者について

あなたを支援してくれる方は主に誰ですか（複数回答）

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.6%と最も高くなっています。



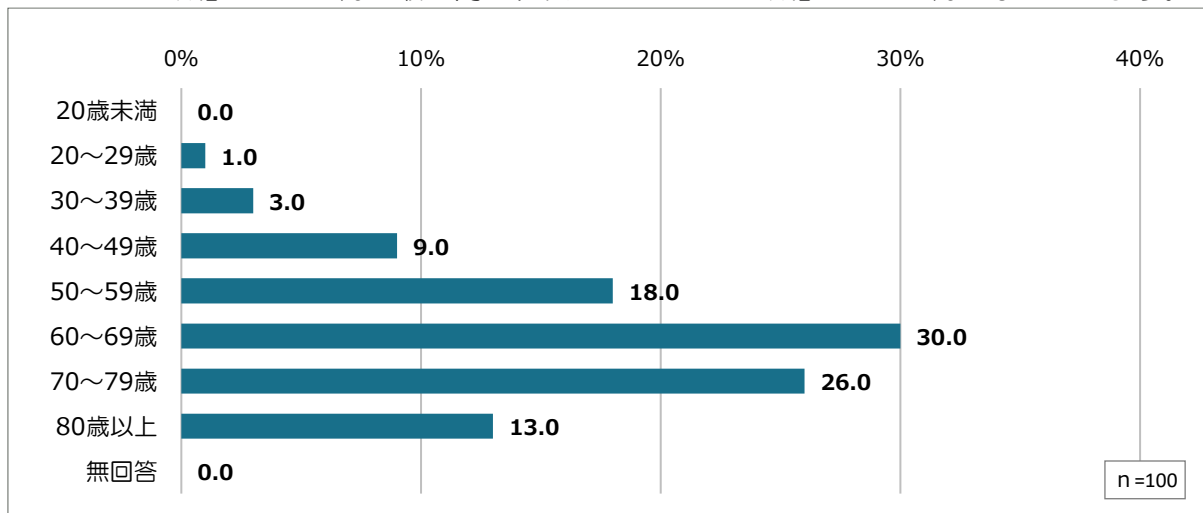
年齢別・障がい者に関する手帳の所持別 主な介護者

		合計	父母・祖父母・兄弟姉妹	配偶者	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人	無回答
年齢	18歳未満	12 100.0%	11 91.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%
	18～39歳	15 100.0%	13 86.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%	1 6.7%
	40～64歳	23 100.0%	14 60.9%	2 8.7%	1 4.3%	6 26.1%	0 0.0%	4 17.4%
	65～74歳	29 100.0%	4 13.8%	14 48.3%	4 13.8%	9 31.0%	4 13.8%	2 6.9%
	75歳以上	43 100.0%	5 11.6%	13 30.2%	23 53.5%	9 20.9%	1 2.3%	2 4.7%
手帳	身体障害者手帳	72 100.0%	15 20.8%	27 37.5%	23 31.9%	16 22.2%	4 5.6%	5 6.9%
	療育手帳	30 100.0%	23 76.7%	0 0.0%	2 6.7%	9 30.0%	0 0.0%	2 6.7%
	精神障害者 保健福祉手帳	15 100.0%	7 46.7%	1 6.7%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	3 20.0%
	持っていない	9 100.0%	5 55.6%	0 0.0%	1 11.1%	3 33.3%	0 0.0%	2 22.2%

支援してくれる家族で主な方の年齢、性別、就労状況をお答えください

① 年齢（令和4年4月1日現在）

「60～69歳」が30.0%と最も高く、次いで「70～79歳」が26.0%となっています。



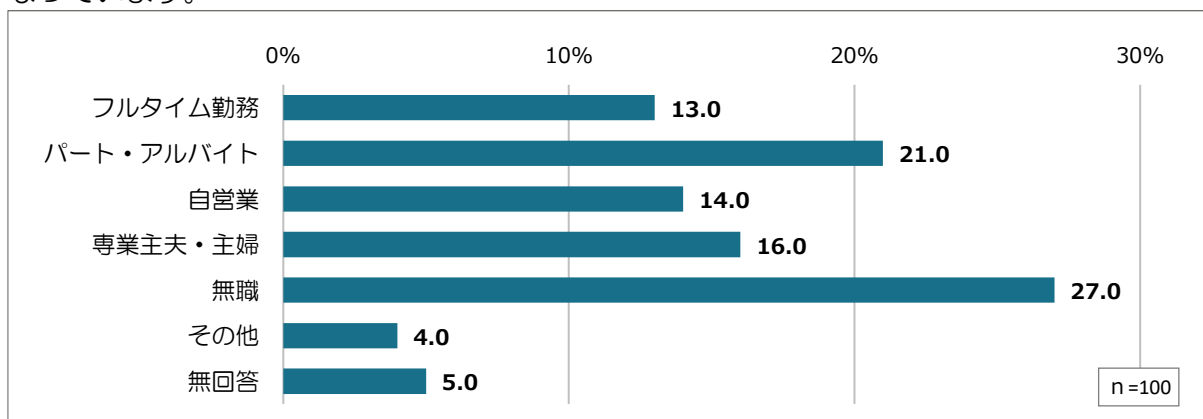
② 性別

「男性」が30.0%、「女性」が70.0%で、女性の割合が高くなっています。



③ 就労状況

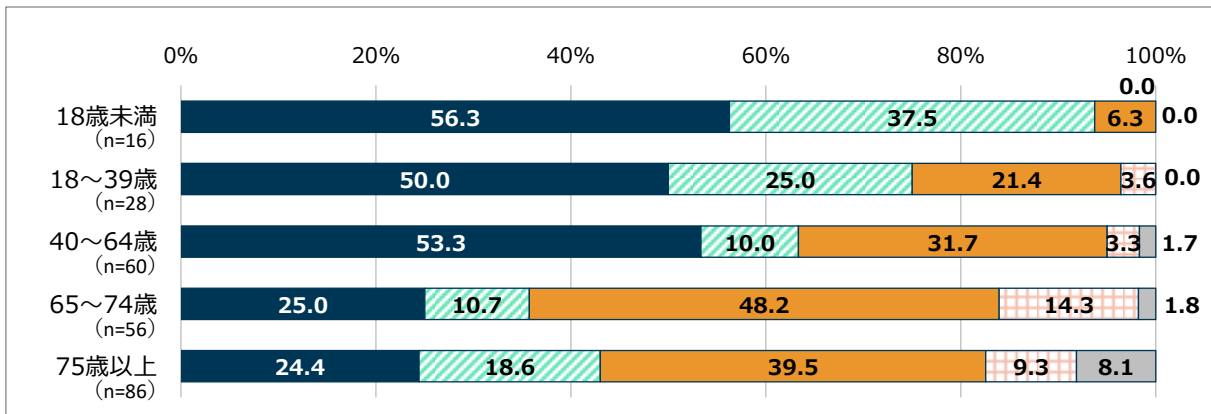
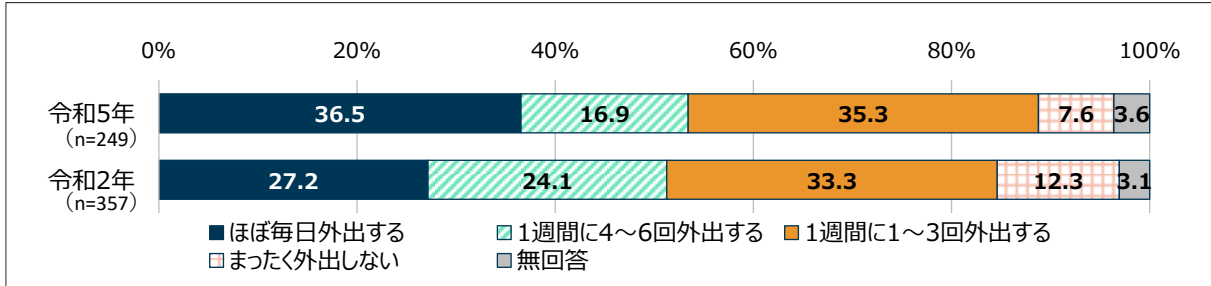
「無職」が27.0%と最も高くなっています。次いで「パート・アルバイト」が21.0%となっています。



外出の頻度

あなたは、1週間にどの程度外出しますか

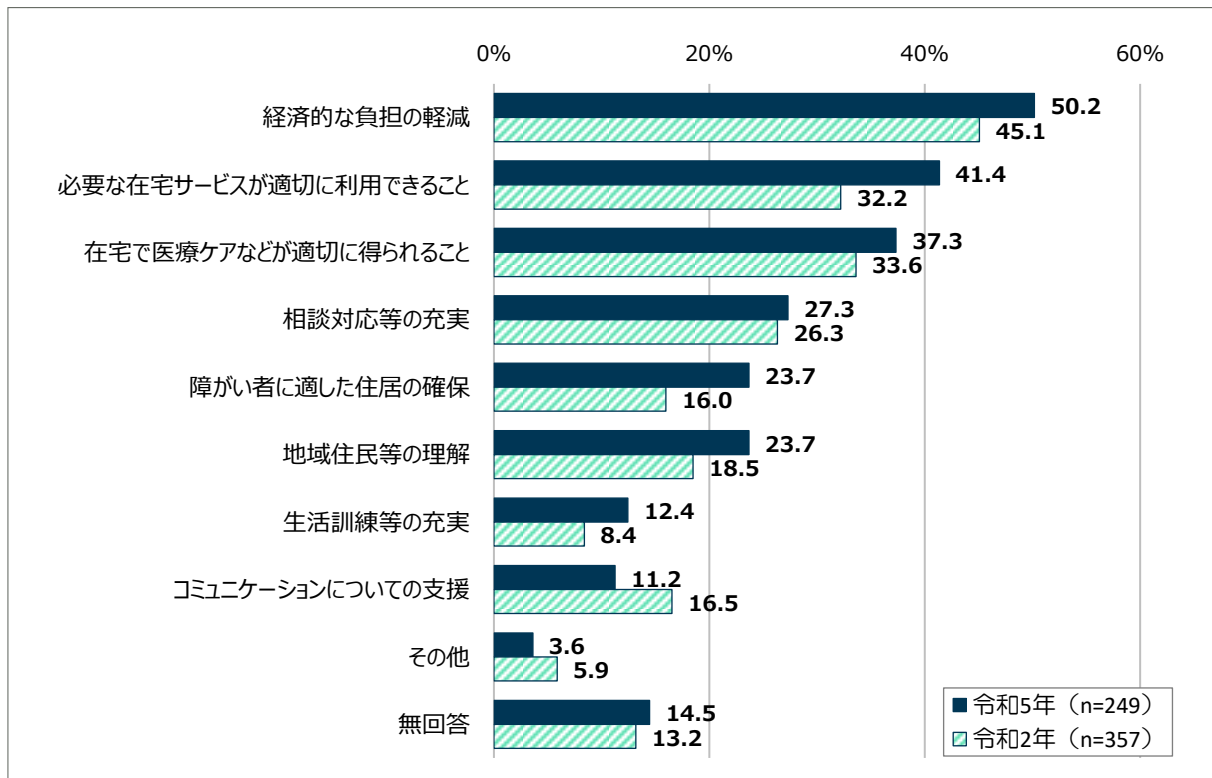
「ほぼ毎日外出する」が36.5%と最も高くなっています。一方で「まったく外出しない」は7.6%となっています。



地域で生活するために必要な支援

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

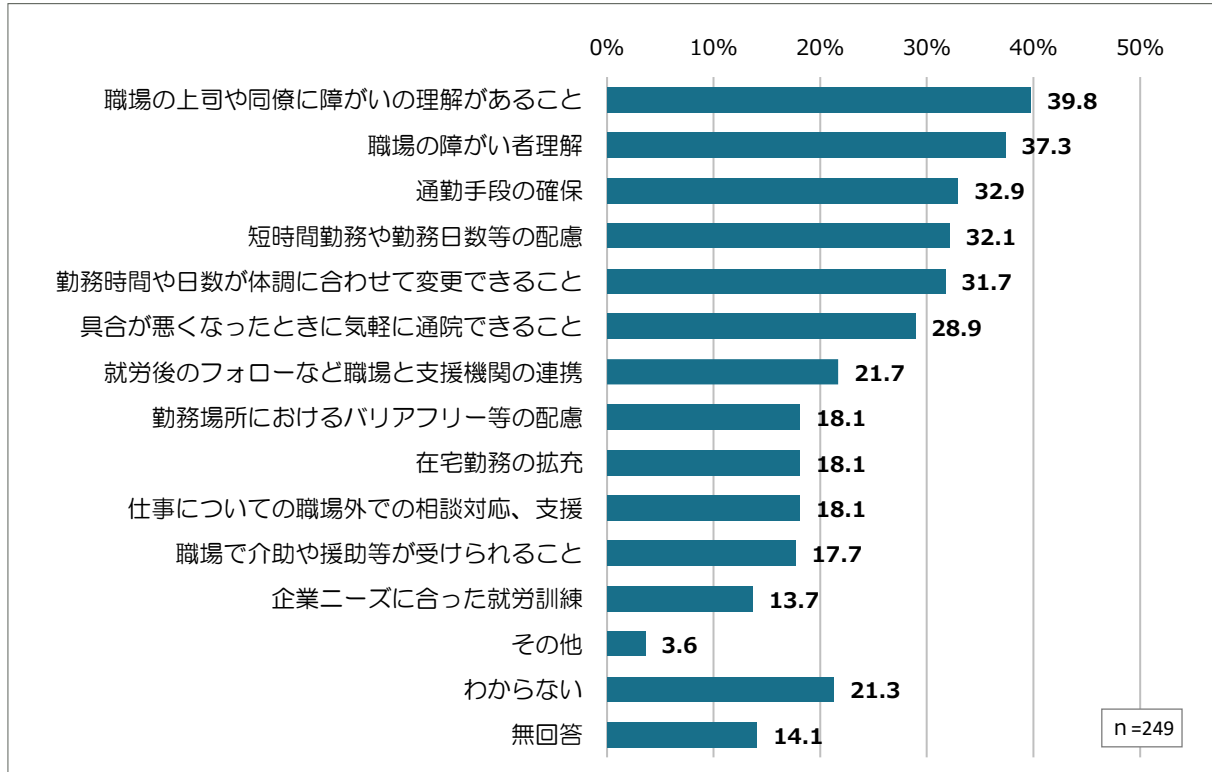
「経済的な負担の軽減」が50.2%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が37.3%となっています。



就労支援について

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

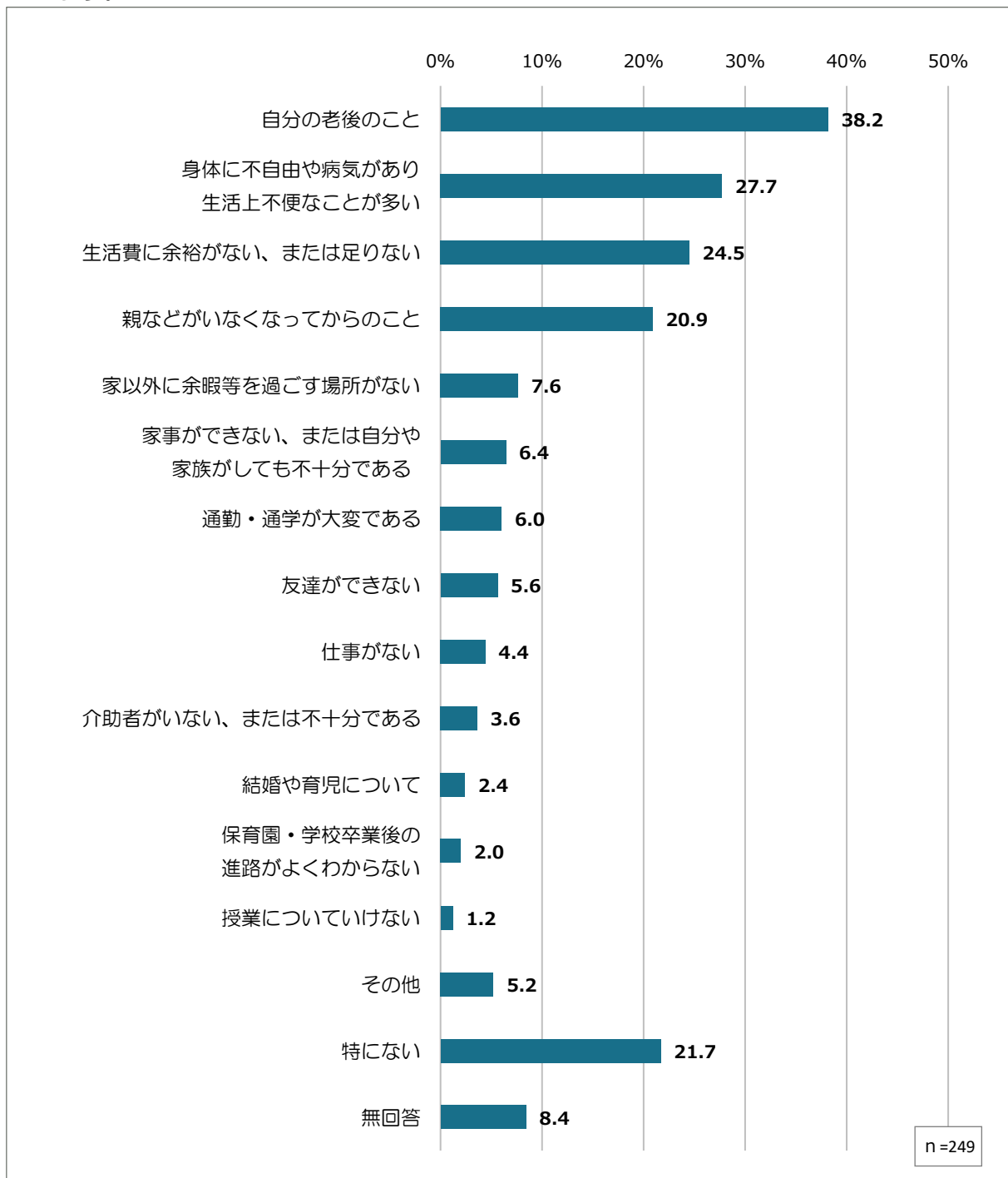
「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が39.8%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」が37.3%、「通勤手段の確保」が32.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が32.1%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が31.7%などとなっています。



心配や困りごと

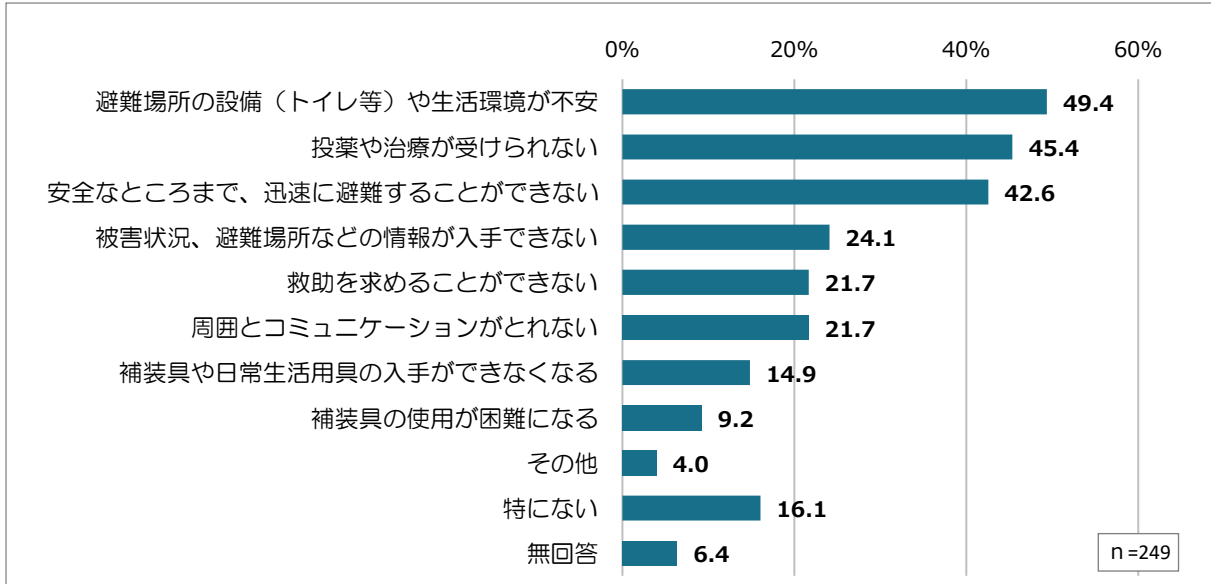
あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか

「自分の老後のこと」が38.2%と最も高く、次いで「身体に不自由や病気があり生活上不便なことが多い」が27.7%、「生活費に余裕がない、または足りない」が24.5%、「親などがいなくなってからのこと」が20.9%となっています。一方で「特にない」は21.7%となっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか（複数回答）

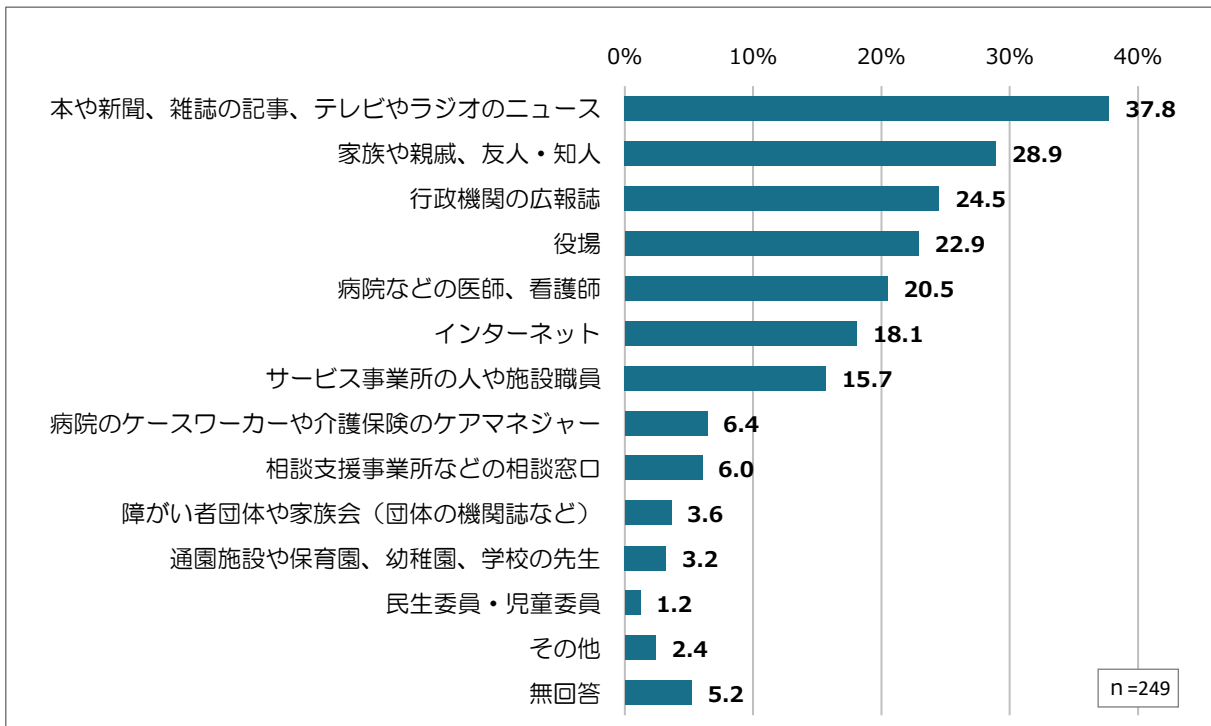
「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が49.4%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が45.4%、「安全なところまで迅速に避難することができない」が42.6%となっています。



情報について

あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか（複数回答）

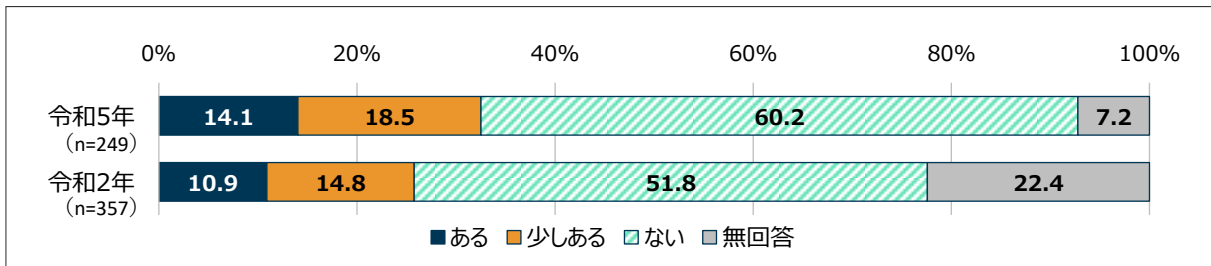
「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が37.8%と最も高く、次いで「家族や親戚、友人・知人」が28.9%、「行政機関の広報誌」が24.5%などとなっています。



権利擁護について

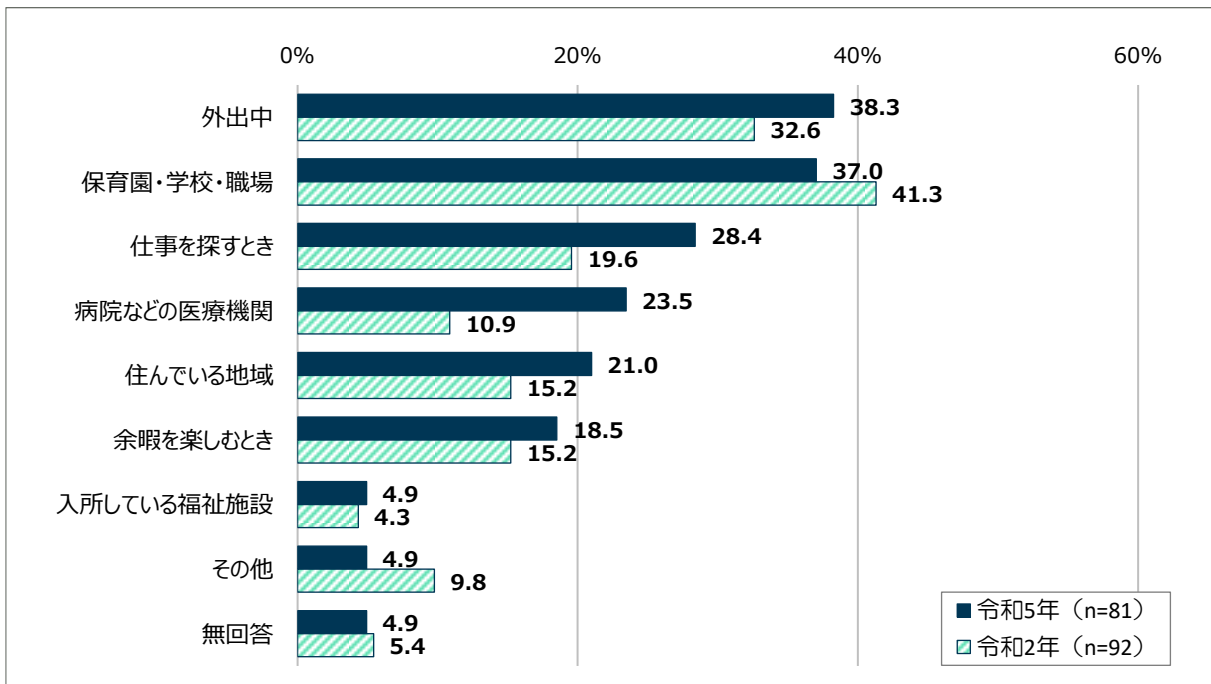
障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか

「ある」が14.1%、「少しある」が18.5%で、合わせると32.6%となっています。



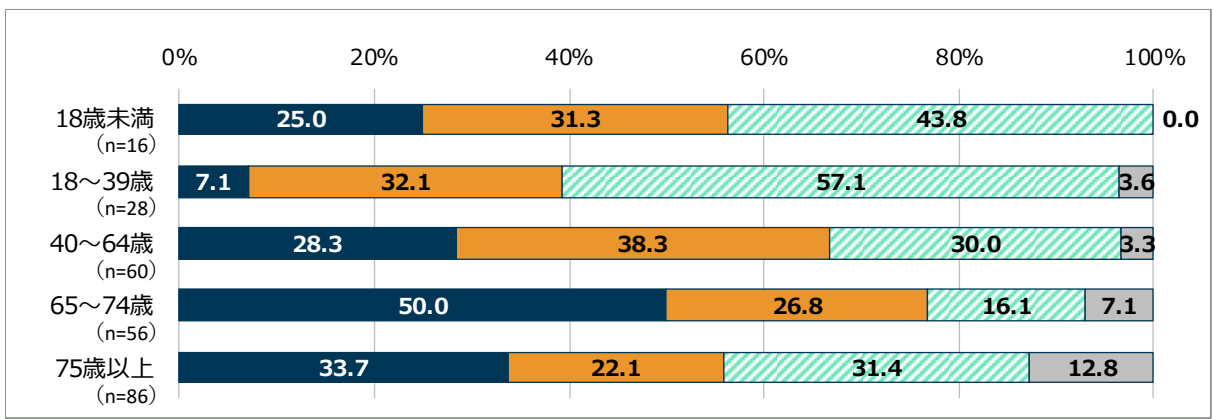
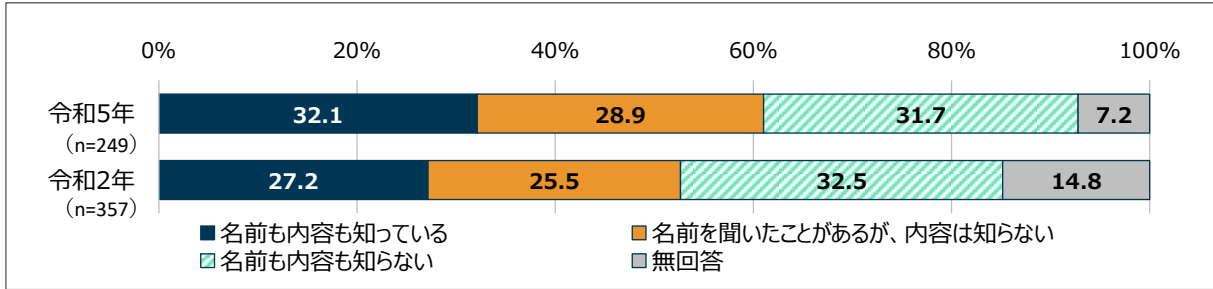
差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるのは、どのような場面でしたか（複数回答）

「外出先」が38.3%と最も高く、次いで「保育園・学校・職場」が37.0%となっています。



成年後見制度についてご存じですか

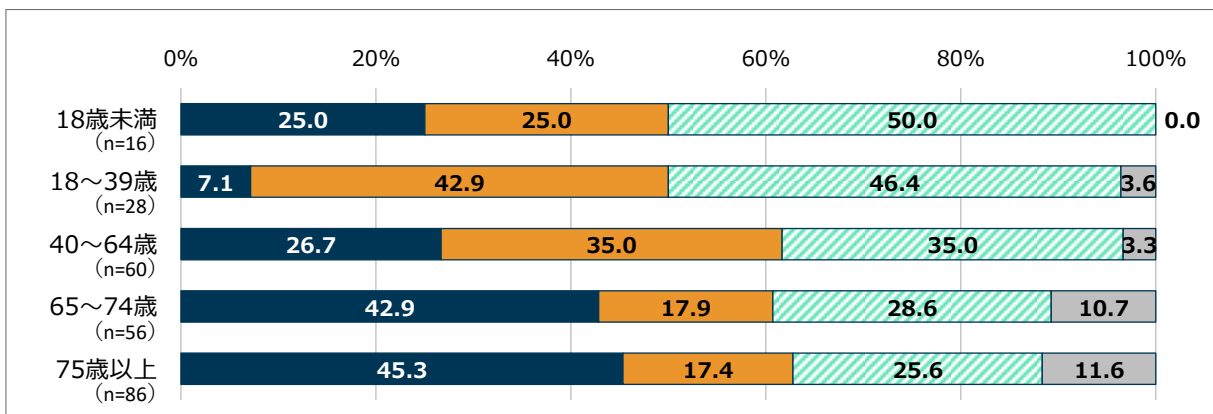
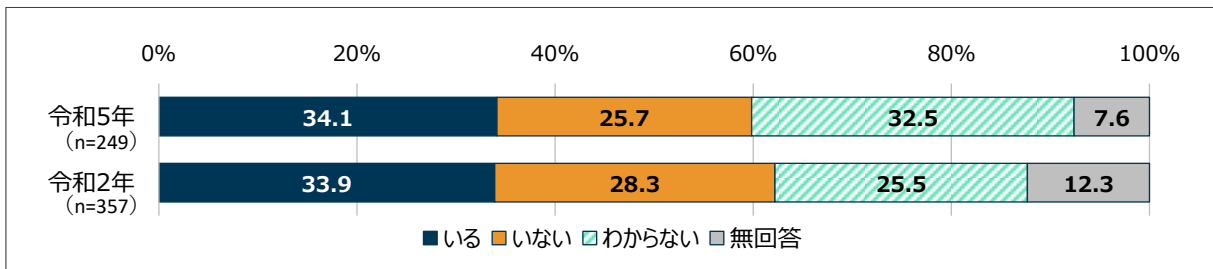
「名前も内容も知っている」は32.1%で、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.9%、「名前も内容も知らない」が31.7%となっています。



助けあいについて

家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか

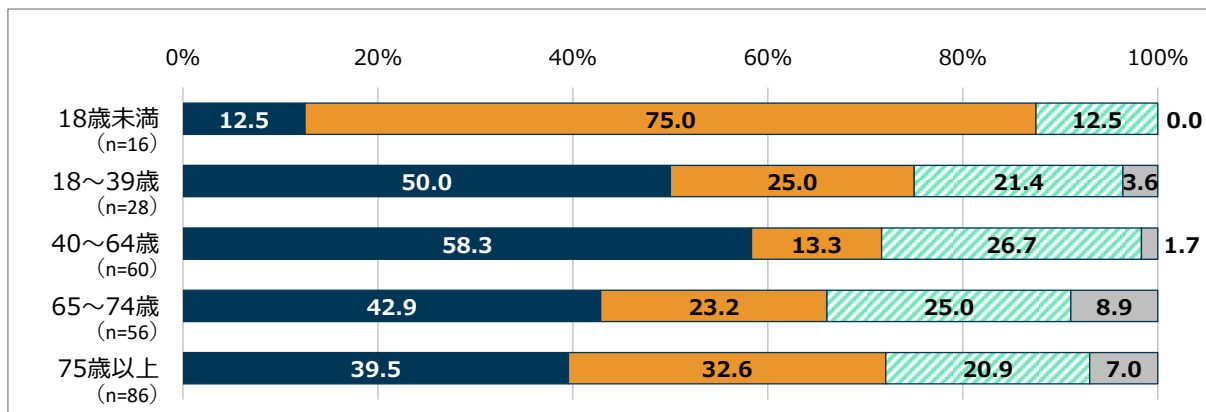
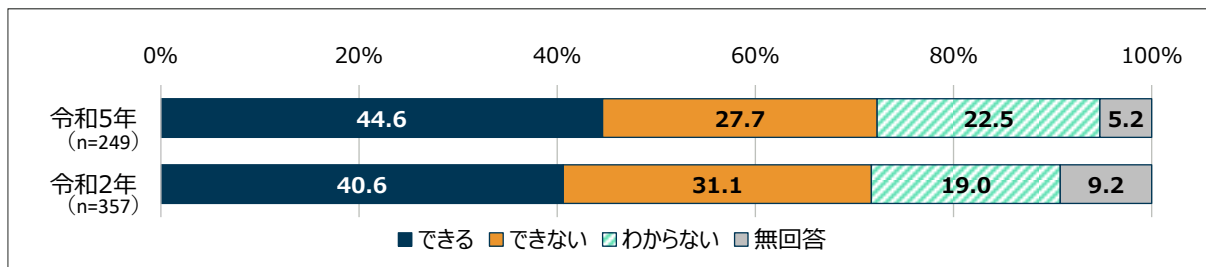
「いる」が34.1%、「いない」が25.7%で、「わからない」が32.5%となっています。



第2章 障がい者を取り巻く状況

あなたは、火事や地震等の災害時に1人で避難できますか

「できる」が44.6%、「できない」が27.7%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念等

障害者基本法に基づく障がい者施策は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。すべての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を踏まえ、「弥彦村障がい者計画・第7期弥彦村障がい福祉計画・第3期弥彦村障がい児福祉計画」では、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、家族や地域の優しさにつつまれて充実した暮らしができる社会の実現に向け、地域住民と共に助け合い、支え合うことを目指し、障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

-基本理念-

「自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさにつつまれて充実した暮らしができる社会の実現」

-基本的な方針-

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 基本目標

本計画における基本理念及び基本的な方針の実現のため、基本目標を次のように定め、障がい者施策の展開を図っていきます。

1 社会参加の促進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにすることが必要です。そのため、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体とし

てとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去しながら、生活環境づくりに努めます。

また、障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開します。

2 サービスの確保・支援の充実

障がい者のニーズ及び実態に応じて、障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、サービスの支援や活動の場の確保に努めるとともに、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。

また、常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、医療的ケアを含む支援の充実を図ります。障がい者が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難である障がい者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。併せて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

また、障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率を達成していない企業に対しハローワークとの連携を図りながら達成に向けた取り組みを進めます。地域での多様な就労の場や働き方を通して、地域住民の理解を得ながら進めていきます。

3 居住等の場の確保

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境とともに、自らの希望する暮らし方を選べることが重要です。

そのため、障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備、安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、生活に関する支援や設備及び情報発信に取り組み、地域住民のつながりを形成し、安全・安心に暮らすことのできる、障がい者に配慮したまちづくりを進めていきます。

4 相談支援体制の確立

障がい者が安心して地域生活を送るためには、サービス利用支援の取り組みや障がい者の権利擁護に関する取り組みなど、不安や問題を解消するとともに情報の提供及び気軽に相談できる場の提供が必要です。

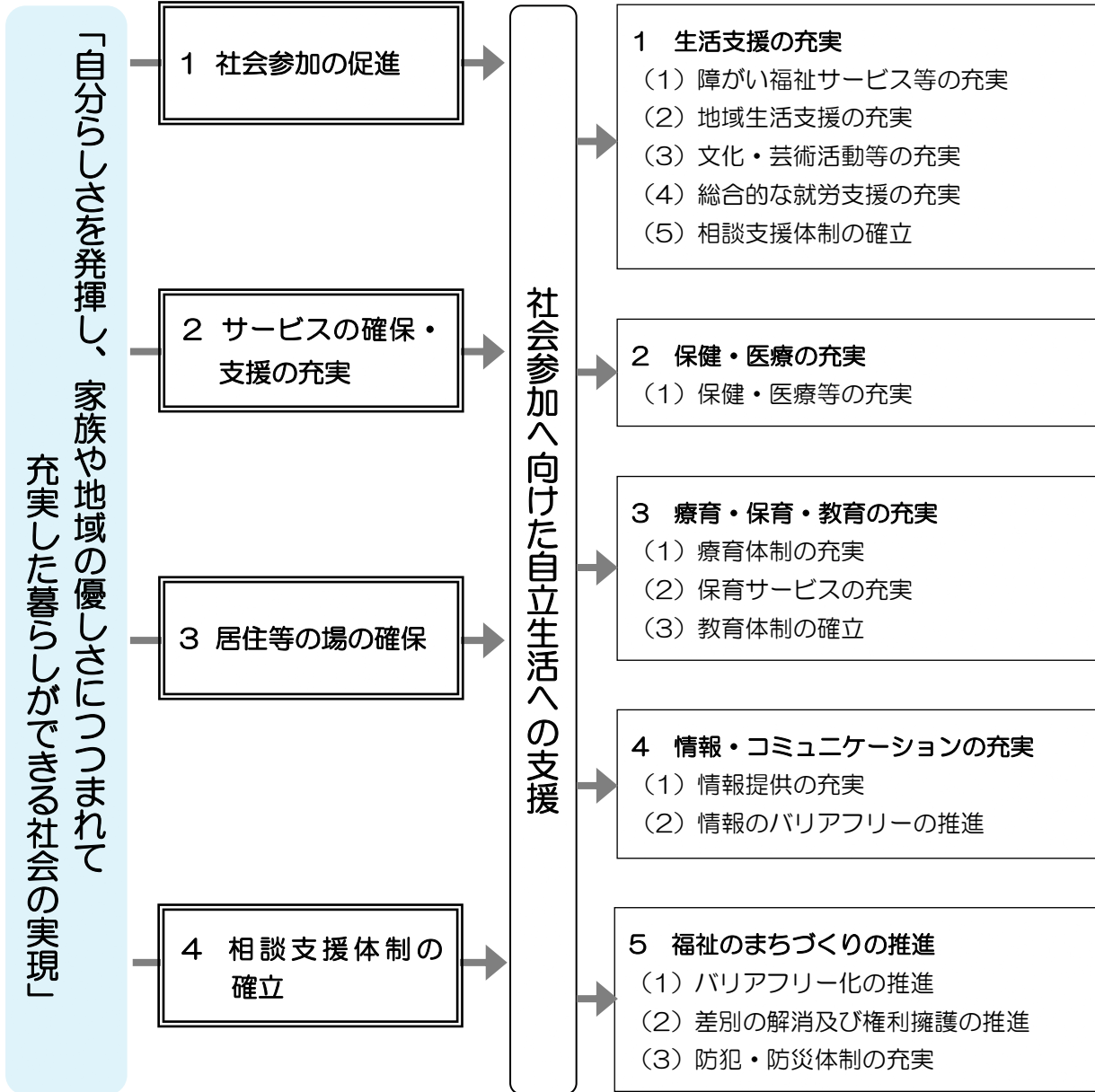
そのため、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備に努めます。また、障がい者のライフステージを通じて一貫した相談支援体制の充実を図るとともに、自立支援協議会や各関係機関との連携強化を含め、総合的な相談体制の構築を図ります。

3 計画の体系

基本理念

基本目標

施策展開



第4章 施策の展開

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が自分らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの全段階を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし、適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等の関係機関相互の緊密な連携を図りながら、総合的な施策の展開を推進します。

1 生活支援の充実

障害者総合支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労移行支援などの障がい福祉サービスをはじめ、相談支援や移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施し、できる限り地域の中で自立した生活ができるよう支援を行っています。

今後も、障がい者の日中における活動の場や居住の場などを支援する障がい福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、介助者への相談体制の充実や不足しているサービスの確保に努めます。医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がい者などが、必要な支援を受けながら生活できるよう体制の構築に努めます。

(1) 障がい福祉サービス等の充実

施策の方向性	内容
①訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障がい者の地域での生活を支える基本となるサービスであることから、サービス量の確保と質の充実を図るとともに、障がいの種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。
②日中活動系サービスの充実	障がい者の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所等の各サービスの体制整備、拡充に努めます。医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がい者にも、創作、生産活動ができる日中活動の場の確保に努めます。
③障害児通所支援の充実	障がい児が、身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援などのサービスを提供する事業所の確保に努めます。重症心身障がい児や医療的ケア児の実態とニーズ把握に努めます。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に努めます。
④難病患者に対する支援	難病（特定疾患）患者に対して、様々な症状に応じて必要な福祉サービスの提供や福祉用具の給付などに努めます。
⑤居住系サービスの充実	障がい者が自分に合った暮らしの場を選択できるよう、障害者総合支援法に基づく施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）等の確保に努めます。
⑥広域的な利用の促進	村外にあるグループホーム等の施設と連携し、障がい者のニーズに応じた広域的利用を促進します。

施策の方向性	内容
⑦補装具事業の推進	障がい者の身体機能を補うことで日常生活をしやすくするため、補装具の給付の充実及び普及を促進します。
⑧訓練等給付の充実	障がい者の就労・自立に向けて、サービス提供事業者等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。
⑨各種手当の支給	特別障害者手当のほか、各種手当を本人または養育者に支給し、在宅で生活する障がい者（児）の福祉の増進を図ります。
⑩障がい者の地域移行、地域定着	医療機関等との連携を図り、障がい者の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。また、施設入所者や病院に入院している障がい者の地域移行を進めるため、地域相談支援（地域移行・地域定着）事業の推進に努めます。
⑪各種制度の周知の推進	各種制度について、わかりやすい情報提供に努め、サービス利用を促進します。
⑫福祉人材の確保	専門性の高い人材の確保を図るとともに、専門知識の向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。
⑬地域生活支援拠点の整備等	<p>本村では、一施設に各サービスを集約して行う多機能拠点整備型の拠点ではなく、サービスを地域において事業所等の機関が役割を分担する手法である「面的整備型」を進め、さまざまな支援が切れ目なく提供できる仕組みの構築に努めます。</p> <p>緊急時の対応策の検討や専門的人材の確保・養成等、県と連携を図り研修機能強化の体制づくりやそれぞれの機能の充実に向け体制を整備します。</p>
<p>地域生活支援拠点「面的整備型」の整備</p> <div style="text-align: center;"> <p>—— 面的整備型のイメージ ——</p> <p>日中活動サービス事業所</p> <p>体験の機会・場</p> <p>相談</p> <p>緊急時の受入</p> <p>短期入所</p> <p>グループホーム</p> <p>相談支援事業所</p> <p>専門性</p> <p>地域の体制づくり コーディネーター</p> <p>居住支援機能を持つ事業所が連携し、地域の障がいのある人を支援します。</p> </div>	
⑭自立支援協議会の機能強化	地域生活を送る障がい者等や家族、それを支援していく関係団体や福祉サービス事業所、関係行政機関等がネットワークを構築し、地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくための支援などを協議・検討する自立支援協議会の活動の一層の活性化を支援します。

(2) 地域生活支援の充実

施策の方向性	内容
①相談支援事業	障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、保健・医療・福祉が連携して対応する体制の構築を推進します。
②相談支援体制の充実	精神障がい者や家族の相談に包括的に応じられるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。
③相談支援専門員の機能強化	相談支援員を対象とした研修会への参加を促進し、様々な相談機会において、どの支援員が相談を受けても迅速かつ適切な対応を図ることができるように、支援員の質の向上を図ります。
④意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、奉仕員の派遣等を行います。 また、社会福祉協議会との連携を図りながら、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の人材育成や確保について検討を行ってまいります。
⑤日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。
⑥移動支援事業	地域における自立生活及び社会生活を促進するため、単独で移動することが困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。
⑦地域活動支援センター事業	障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
⑧情報提供の充実	障がい者等が自らサービスを選択し地域で自立した生活を送れるよう、広報紙やホームページ、各種パンフレットの活用など福祉サービス等の情報の充実と相談窓口の周知に努めます。
⑨支給決定における公平性、透明性の確保	必要な方に適切なサービスが提供できるよう、認定調査の実施体制の整備や審査会の適正な運営に努め、支給決定の公平性、透明性の確保に努めます。

(3) 文化・芸術活動等の充実

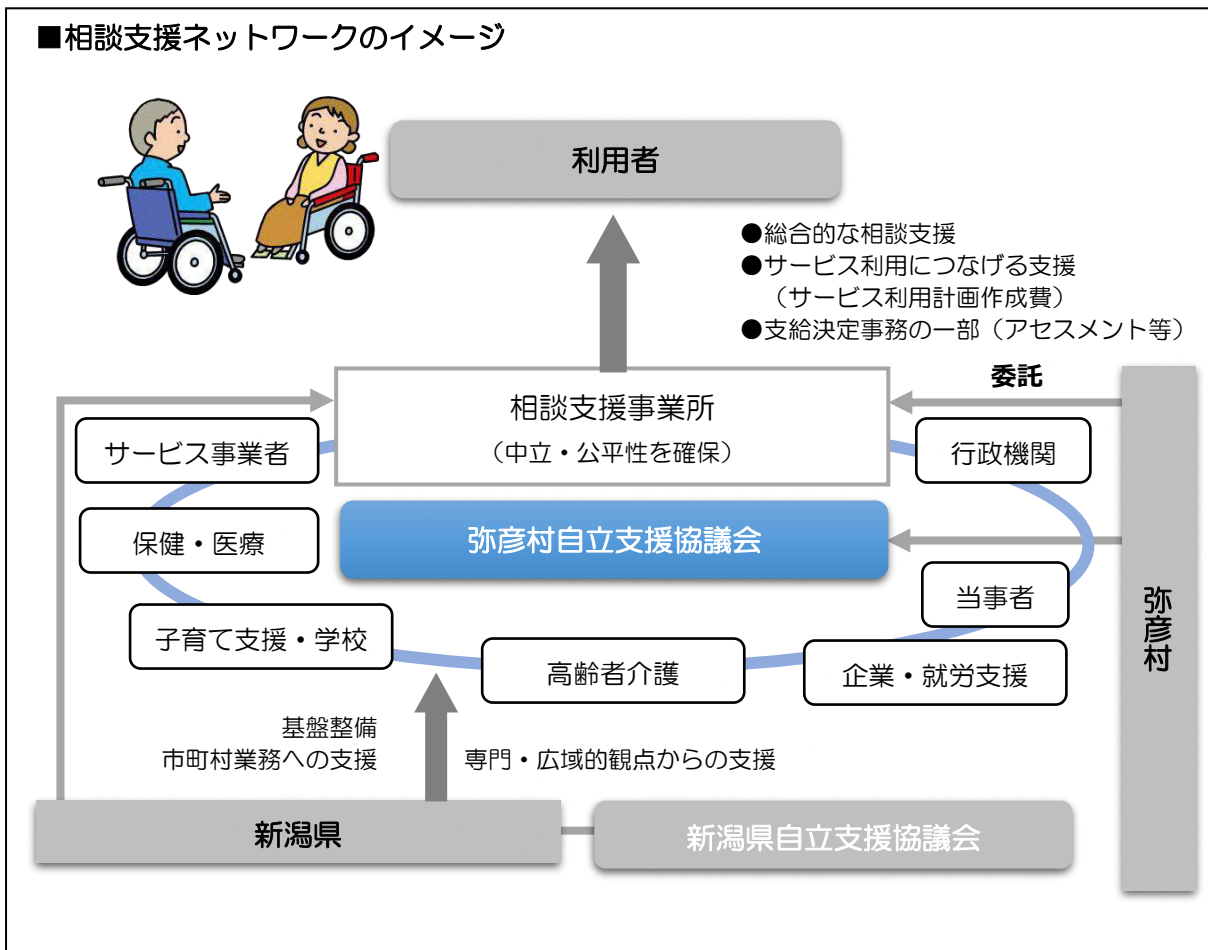
施策の方向性	内容
①文化・芸術活動等の充実	障がい者が身近な地域で自分らしく豊かな生活を送ることができるよう、学習、文化・芸術活動などを行える環境の整備に努め、併せて障がい者自身の活動や、それをサポートするNPO・ボランティア団体などの活動を支援することにより社会参加の促進に努めます。
②文化・芸術活動の促進	障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、社会的、組織的にサポートできる体制の整備に努めます。
③各種講座等の情報提供の充実	障がい者の文化活動等に参加できるよう、講座や催しの開催案内について障がいの特性に応じて情報提供を工夫します。

(4) 総合的な就労支援の充実

施策の方向性	内容
①総合的な就労支援体制の確立	福祉、教育、医療などから雇用への一層の推進のため、職場実習・雇用・職場定着までの一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携の強化を図ります。
②福祉施設における就労支援の充実	福祉施設における就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）などの就労系サービス提供事業者と連携し、企業等で働く意欲や能力がある方に対してサービス利用を勧めます。
③工賃向上の促進	障がい者就労施設等からの物品等優先調達を推進します。
④企業等への啓発活動	企業等に対して障がい者雇用についての理解、啓発活動を行うとともに、各種助成制度の周知に努め、障がいの特性に応じた就労の場の確保と雇用機会の拡大を図ります。
⑤関係機関の連携強化	庁内関係課はもとより、福祉施設、ハローワーク、商工会、企業、新潟県等関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充を図ります。また、一般就労への移行を促進し地域での就労及びその継続を支援します。
⑥就労相談への支援	ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の広域的な就労ネットワークの一層の強化を図り、障がい者の就労の支援や就労後のフォローのための適切な相談や助言を行っていきます。
⑦差別解消のための事業主や従業員などに対する理解促進	障がい者に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主や従業員などへの積極的な啓発に努めます。

(5) 相談支援体制の確立

施策の方向性	内容
①相談支援ネットワークの構築	<p>障がい者が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、さまざまな問題解決に向けての必要なサービスを受けることができるよう、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。</p> <p>本村においては、障がい者及び介助者に対して、保健・医療・福祉が連携した総合的な相談支援を行う相談支援事業の充実を図るとともに、児童分野、高齢分野等と連携を取りながら相談体制の確立を図ります。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす弥彦村自立支援協議会を中心とし、新潟県自立支援協議会との連携により、総合的な相談支援体制の充実と専門機関等と連携したネットワークの強化を図ります。</p>



施策の方向性	内容
②ケアマネジメント体制の整備	必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、計画的にサービス利用ができる仕組みを強化します。また、障がい者のニーズや課題の把握を行うとともに、専門職種の確保・養成に努めます。
③計画相談支援体制の充実	個別ケア会議を開催し、個々の状況に応じた適切な対応を行っていきます。また、事例から明らかになった課題等を関係機関と連携して取り組みます。
④専門相談員活動の充実	障がい者自身や家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる相談員の専門性の向上を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等が連携し多様な相談に対応する体制の構築を推進します。
⑤相談窓口の充実	住民が障がい者福祉に関して気軽に相談できるよう、地域、関係機関等との連携体制を強化した身近な相談体制の充実とその周知に努めます。
⑥虐待防止	障害者虐待防止法に関する積極的な広報、啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
⑦民生委員・児童委員の相談活動の支援	地域において、障がい者をはじめ、高齢者、児童、母子など援助を必要とする人の相談など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報提供に努め、相談、援助機能の充実を図ります。

2 保健・医療等の充実

それぞれのライフステージにおける保健事業を通じて、こころとからだの健康づくりの支援を実施しています。

また、精神疾患に関する知識や相談窓口等に関する情報発信を行います。

(1) 保健・医療等の充実

施策の方向性	内容
①各種健診の充実	疾病の予防と早期発見、早期治療、発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を支援するため、各種健診や保健指導、乳幼児健康診査事業などを引き続き実施するとともに、受診しやすい体制づくりに取り組みます。 健診の受診が困難な障がい者については、訪問健康診査を実施します。
②健康づくりの普及啓発	保健・医療の連携のもと、各種健康教育などの充実を図り、生活習慣病の予防など健康に関する知識の普及啓発を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を図ります。
③歯科保健対策の充実	歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問にて歯科検診および口腔指導等を行う訪問歯科検診を実施します。また、燕歯科医師会や燕・弥彦在宅歯科医療連携室等関係機関と連携を強化し、必要な支援が受けられる体制を整備します。

第4章 施策の展開

施策の方向性	内容
④こころの健康づくりの推進	精神科医師による精神保健相談、精神保健福祉士によるもの忘れ・ストレス相談等相談会、健診会場でのこころのスクリーニング、こころの健康に関する周知啓発などを通して、こころの健康を保ち、地域で安心して過ごせるよう対策を推進します。
⑤機能訓練等の充実	障がい者が安定した生活を送ることができるよう、障がいの重症化予防のため効果的な機能訓練事業、訪問指導を実施します。 また、日常生活の不自由さをできるだけ解消できるよう、福祉用具や住宅改修等について相談できる体制の充実に努めます。
⑥発達障がい児(者)に対する支援	自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がい児(者)に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援ができる体制の整備を図ります。 また、保健・医療・福祉・教育等との連携のもと、各種健康診査や保健事業などの施策を充実し、発達障がい児(者)を支援するとともに早期発見・治療に努めます。
⑦医療・リハビリテーションの充実	生活習慣病等の予防及び重症化予防の充実に図るとともに、寝たきりや要介護状態にならないよう、身近な地域における機能訓練事業や総合的な地域リハビリテーション体制の充実に努めます。 また、精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に取り組めます。
⑧医療・給付制度の周知	医療費の助成や自立支援医療など、医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努め、自己負担額の軽減を図ります。また、各種手当を適切に受給できるよう周知します。
⑨関係機関との連携	身近な地域で安心して医療が受けられるよう情報提供に努めるとともに、地域の医療機関や圏域の医療機関、県との連携を強化し、医療体制の整備を推進します。
⑩自殺予防対策の推進	関係機関と連携し、自殺予防に関する対策を推進していくことで、誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して暮らせる地域の実現を目指します。
⑪精神疾患・依存症についての啓発	精神疾患や依存症（アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症）等について、広報などを通じて理解促進を図ります。
⑫ひきこもりなどへの支援	ひきこもり等の課題に対応するため、相談体制の充実とともに、仲間づくりに向けた支援や地域の居場所参加を推進します。

3 療育・保育・教育の充実

発達の特性に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児に対する乳幼児健康診査や発達相談などにより早期発見に努めることが必要です。また、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し可能な限り能力を発揮できるようにしていくための早期教育や支援を継続的に行っていくことが必要です。

そのため、発達相談員を配置し、保育園での相談会実施や発達相談を含む育児全般の相談に対応しています。職員の専門性の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、障がいのある幼児等の保健・医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

学校教育については、児童生徒のニーズに応じた教育課程の指導方法の工夫、改善に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

(1) 療育体制の充実

施策の方向性	内容
①早期発見・療育の充実	子どもの発達の節目において健診や相談会等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、療育に対応していきます。また、早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう関係機関と連携し、継続的な支援体制の充実に努めます。
②早期発見・早期治療等の支援	子どもの心身の発達についての不安を解消するため、訪問指導や育児相談等の各種母子保健事業の充実を図り、医療機関等との連携のもと、早期治療、療育へとつなげます。
③教育における支援体制の充実	互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システム*の構築を進めます
④各種機関との連携	障がいの早期発見や早期療育、支援体制の充実を図るため、各施設や教育委員会、医療機関等との連携を強化します。 また、療育から就労等に至る一貫した支援体制の構築を図ります。
⑤医療的ケア児への支援	医療的ケア児の支援のため、保健・医療・保育・教育・福祉等の関係機関が協力し個別に支援できる体制の構築を図ります。

*インクルーシブ教育システムとは
障がいの有無にかかわらず、全ての子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

(2) 保育サービスの充実

施策の方向性	内容
①障がい児保育の充実	障がい児が身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育サービスを受けられるよう、受入れ体制の整備、保育士や支援員の専門性の向上、保育内容の充実を図り、保護者に対し相談・助言を行います。
②障がい児福祉サービスの充実	児童福祉法に基づき児童発達支援、保育所等訪問支援等のサービスの充実を図ります。
③就学相談体制の充実	早期から就学相談支援を行うため、保育園と連携し、保護者への情報提供や相談体制の充実に努めます。
④人材の育成	多様化する保育ニーズに適切に対応できる保育士の育成を図るため、関係機関との連携を図りながら職員研修の機会の提供に努めます。

(3) 教育体制の確立

施策の方向性	内容
①幼児教育等の充実	障がい児も、身近な地域で遊び、学べるよう、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。 また、就学前に作成する修学支援ファイルを基に「個別の支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、就学前から小学校・中学校卒業までの一貫した支援体制の充実を図り指導方針、内容についての保護者との共通理解を図り、効果的な指導を進めます。職員に対しては研修講座の受講等を促進し、指導力向上に努めます。
②学校教育の充実	特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育を推進するための体制整備に努めるとともに、教職員の障がいに対する知識・認識を高め、指導力向上のための研修の充実を図ります。

4 情報・コミュニケーションの充実

障がい者が地域で自立して生活するために、福祉サービスや制度をはじめ、必要な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報機器の活用や、障がいの特性に応じた情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティ*の向上を推進します。

障がい者が住み慣れた地域で多様な情報に接し、必要な情報を主体的に選択するとともに自らも情報発信を行うことで、障がい者自身の自立や社会参加の可能性を広げることができるようコミュニケーション手段の確保を促進します。

(1) 情報提供の充実

施策の方向性	内容
①広報等による情報提供	障がい者の利用できる各種福祉サービスや生活にかかわる情報を障がい者福祉のしおりや広報紙、ホームページなどを通じて提供します。 また、視覚障がい者や聴覚障がい者に対してわかりやすく、利用しやすい情報内容の充実を図ります。
②広報やひこへの啓発記事の掲載（障がい者理解に関する）	「障害者基本法」の理念や「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」などについて周知・啓発に努めます。
③パンフレット等の作成	障がい福祉サービスや制度に関する情報をわかりやすく記載したパンフレット等を作成し配布します。また、点訳や音訳による情報提供に努めます。
④民生委員・児童委員の相談活動の充実	各地域において、障がい者の相談や個別援助活動を行っている民生委員・児童委員に対して、必要な情報の提供を行うなど、連携を深めます。
⑤意思疎通支援の充実	障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がい者の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・朗読などのボランティア活動を支援します。
⑥ヘルプマーク・ヘルプカードの利用促進	外見からは救助や配慮を必要としていることがわかりづらい人が着用する「ヘルプマーク」の利用促進及び普及啓発に努めます。
⑦選挙等における配慮	点字等による候補者情報の提供等、情報通信技術の活用も踏まえながら、障がいの特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。 また、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

*情報アクセシビリティとは

障がい者や高齢者を含め、すべての人が円滑にパソコンやスマートフォンといった情報通信機器やサービスの利便性、利用のしやすさを表すこと。

(2) 情報のバリアフリーの推進

施策の方向性	内容
①情報機器の活用	インターネットや情報端末機、携帯電話などの情報機器の利用及び活用の機会を拡充します。また、情報提供や相談の手段としてインターネットのさらなる活用を促進し、情報バリアフリーを推進します。
②ユニバーサルデザイン*の推進	情報発信媒体については、情報を取得しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ積極的に取り入れていきます。

5 福祉のまちづくりの推進

障がい者が地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境整備を進めます。また、住宅、建築物、公共機関等の物理的バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを目指します。

(1) バリアフリー化の推進

施策の方向性	内容
①施設のバリアフリー化	障がい者にやさしいまちづくりを推進するため、バリアフリー新法に基づき道路環境、施設環境、移動手段の確保など生活空間の整備に努めます。 道路や施設については、歩道の設置、障がい物や段差の除去など障がい者の声を取り入れた環境整備やバリアフリー化等を進め、利便性の向上を図ります。
②公園のトイレの設置	今後、新たに設置する場合や老朽化で更新するトイレは、高齢者や障がい者等が利用可能な仕様として整備するとともに、利用者が安全に利用できるよう管理を行います。
③住まいのバリアフリーの推進	手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援を行うため、住宅改修費助成などの制度を周知し、適正な利用を促進します。

*ユニバーサルデザインとは
障害の有無に関わらず、すべての人が快適に過ごせるように製品や空間等をデザインすることです。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

施策の方向性	内容
① 学校における福祉教育の充実	学校や社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所等と連携し実体験を通じた福祉教育を推進します。
② 差別の解消の推進	障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止するために広報等により、周知・啓発を行うとともに、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等の取り組みを進めます。
③ 権利擁護の推進	障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めます。
④ 障がい者虐待への対応	障がい者虐待の発生を未然に防ぐよう、住民や施設、障がい者を雇用する企業等への啓発を進めます。 また、虐待通報を受けた場合には、保護者、養護者への指導・助言を行い迅速な対応をしていきます。
⑤ 支え合いのまちづくりの推進	共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域でつながりを持ち、地域をともにつくり出せるよう地域の居場所の促進を図ります。

(3) 防犯・防災体制の充実

施策の方向性	内容
① 防犯対策の推進	障がい者が安心して地域生活が送れるよう、防犯カメラの増設及びパトロール事業など、防犯体制を強化するとともに、緊急時の情報障害の解消やコミュニケーション手段の充実を図ります。 また、悪質な訪問販売や特殊詐欺の被害防止のため、警察等関係機関との連携のもと、情報提供や地域での見守りネットワークづくりを進めます。
② 緊急時避難行動支援体制の整備	高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、災害発生時において迅速に避難行動がとれるよう、地域の個別避難計画の作成を引き続き推進します。避難所においても、障がい者などが気遣いなく安心して過ごせるように避難所内を区分、または専用の避難所を設置します。
③ 関係機関との連携	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設、医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設、医療機関等と連携し、福祉避難所の設置・運営について調整を図るなど広域的なネットワークの形成を進めます。
④ 緊急時の通報手段の確保	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、防災情報メール、ホームページをはじめ、緊急告知ラジオ等を活用し、災害情報を提供します。 また、障がいの特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

第5章 第7期障がい福祉計画

1 第6期計画の目標の達成状況

障がい福祉計画では、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、令和5年度を目標年度とした数値目標を定めていました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	6人	6人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	6人	5人	令和5年度末時点の利用者数
【目標値】 入所者削減見込み (C=A-B) 削減率 (② = C/A×100)	0人 0.0%	0人 0.0%	入所者数に係る差し引き減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域意向率 (① = D/A×100)	0人 0.0%	0人 0.0%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

【評価】

現在の入所者は障害支援区分も高く、地域生活への移行が困難となっています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績
令和5年度末時点での地域生活拠点確保	1箇所	0箇所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 0回 令和4年度 0回 令和5年度 1回	令和3年度 0回 令和4年度 0回 令和5年度 0回
考え方		
① 村単独での整備 ② 面的整備（体制の機能及び実施事業所については未定） ③ 令和6年3月までに整備予定 ④ 弥彦村自立支援協議会において、年1回の検証及び検討を行う		

【評価】

単独での整備方針としていますが、村内には事業所も少なく拠点型の整備は難しいため、面的での体制整備を進めていますが、整備までは至らないため検証も実施していません。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行数 (A)	1人	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数 (B) 目標値 = B / A	3人 3倍	2人 2倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
(就労移行支援事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	1人	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	1人 1倍	1人 1倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援A型事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	1人 -倍	0人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数
(就労継続支援B型事業)			
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	1人 -倍	1人 -倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	0人	1人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち、 就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	0人 0.0%	1人 100.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	目標値	実績	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0箇所	0箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	0箇所 -%	0箇所 -%	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

【評価】

村内に就労定着支援事業所はなく、事業所の設置予定もありません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項目	体制の有無		考え方 (想定される体制等)
	目標値	実績	
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	地域団体や専門機関等が互いの活動内容、役割などの理解を深め相談対応における連携強化
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	有	地域団体や民生委員児童委員、当事者組織等の相談・支援機能の強化に向けた取り組みや周知

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	有無		考え方
	目標値	実績	
令和5年度末時点での、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	有	相談支援従事者研修等の各種研修を活用した職員の資質向上の取り組みを行う また、障害福祉サービス等に係る研修等への参加や、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有等を実施

2 第7期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、弥彦村では、令和8年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針■

令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	5人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点での入所者数 (B)	5人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率 (イ=C/A×100)	0人 0.0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域移行率 (ア=D/A×100)	0人 0.0%	施設入所からGH等へ移行した者の数

【考え方】

現在の入所者は障害支援区分も高く、地域生活への移行が困難となっています。

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

■国の基本指針■

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	目標値	考え方
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所	各市町村において整備（複数市町村による共同整備を含む。）する
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	0人	コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行う
考え方（想定される機能、体制等）		
①村単独で面的整備を目指す。 ②相談機能、緊急時の受入れ体制、体験の機会・場の確保等の体制の構築を進める。 ③コーディネーターの配置は行わず、既存の体制の中で効果的な支援を勧める。		

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

■国の基本指針■

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無	考え方
目標年度末時点での支援体制の有無	有	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

【考え方】

支援対象者が少ないことから、既存の体制で効果的な支援を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針■

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	目標値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	3人 -倍	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
(就労移行支援事業)		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 -倍	令和8年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の就労移行支援事業所の数（C）	0箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（D） 目標値 = D / C	0箇所 -%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数
(就労継続支援A型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 -倍	令和8年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数
(就労継続支援B型事業)		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1人 -倍	令和8年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

■国の基本指針■

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	目標値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	0人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	1人 -%	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■国の基本指針■

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	目標値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	0箇所 -%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

【考え方】

村内に就労定着支援事業所はなく、事業所の設置予定も現段階ではありません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	目標値	考え方
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する
項目	有無	考え方
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など

【考え方】

障がい分野だけではなく、様々な相談に対応できる総合相談窓口の整備を検討し、そこを基幹相談支援センターとして位置付けられるよう体制の構築を図ります。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針■

令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無	考え方
目標年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など

【考え方】

事業所に国や県等で開催される各種研修の周知を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図っています。

また、事業所に障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を共有し請求誤り等の抑止に努めています。

3 障がい福祉サービス等の実績と見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

■サービス内容■

ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを提供

◆居宅介護

(単位：時間、人/月)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 時間 (時間)	見込量	65	85	85	78	78	86
	実績	42	55	56	-	-	-
	計画比	64.6%	64.7%	65.9%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	12	13	13	13	13	14
	実績	12	7	7	-	-	-
	計画比	100.0%	53.8%	53.8%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用時間を算出しました。

② 重度訪問介護

■サービス内容■

重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいを有する人であって、常時介護を必要とする障がい者の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に提供

◆重度訪問介護

(単位：時間、人/月)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 時間 (時間)	見込量	0	0	0	6	6	6
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用時間を算出しました。

③ 同行援護

■サービス内容■

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を提供

◆同行援護

(単位:時間、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 時間 (時間)	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用時間を算出しました。

④ 行動援護

■サービス内容■

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などの提供

◆行動援護

(単位:時間、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 時間 (時間)	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用時間を算出しました。

⑤ 重度障害者等包括支援

■サービス内容■

居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供

◆重度障害者等包括支援

(単位:時間、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 時間 (時間)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

訪問系サービスの合計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス合計	92時間	92時間	100時間
	16人分	16人分	17人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

■サービス内容■

常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間において、障がい者支援施設などで入浴、排せつまたは食事の介護及び日常生活上の支援、創作活動等の生産活動の機会を提供

◆生活介護

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	190	190	190	188	188	202
	実績	164	155	180	-	-	-
	計画比	86.3%	81.6%	94.7%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	14	14	14	12	12	13
	実績	11	11	11	-	-	-
	計画比	78.6%	78.6%	78.6%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

●うち、強度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

対象者が少なく、利用実績も無いことから利用なしとしました。

●うち、高次脳機能障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

対象者が少なく、利用実績も無いことから利用なしとしました。

●うち、医療的ケアを必要とする者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	44	44	44
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	3	3	3
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

●うち、その他の重度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

対象者が少なく、利用実績も無いことから利用なしとしました。

② 自立訓練（機能訓練）

■サービス内容■

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を提供

○理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施

○通所による訓練を原則としつつ個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供

◆自立訓練（機能訓練）

（単位：人日、人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

③ 就労選択支援

■サービス内容■

○就労を希望する人に、職種、労働条件、能力、適性、就労後の合理的配慮について就労アセスメントを行い、結果を参考に就労支援を目指します。

◆就労選択支援

（単位：人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	3	3
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

利用のニーズを見込みました。

④ 自立訓練（生活訓練・日中）

■サービス内容■

知的障がい者及び精神障がい者に対し、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供

○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施

○通所による訓練を原則としつつ個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供

◆自立訓練（生活訓練・日中）

（単位：人日、人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	20	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

⑤ 自立訓練（生活訓練・夜間）

■サービス内容■

知的障がい者及び精神障がい者に対し、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供

○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施

○通所による訓練を原則としつつ個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供

◆自立訓練（生活訓練・夜間）

（単位：人日、人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	28	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

⑥ 就労移行支援

■サービス内容■

就労を希望する障がい者に対し、一定の期間生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを提供

○一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施

○通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ提供

◆就労移行支援

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	22	44	66	44	66	66
	実績	11	15	18	-	-	-
	計画比	50.0%	34.1%	27.3%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	2	3	2	3	3
	実績	2	3	3	-	-	-
	計画比	200.0%	150.0%	100.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

⑦ 就労継続支援(A型)

■サービス内容■

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援

◆就労継続支援(A型)

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	36	65	80	110	132	132
	実績	22	22	18	-	-	-
	計画比	61.1%	33.8%	22.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	3	4	5	5	6	6
	実績	1	2	2	-	-	-
	計画比	33.3%	50.0%	40.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

⑧ 就労継続支援（B型）

■サービス内容■

就労経験のある障がい者などに対し、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、生産活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を提供し、能力が高まった方については一般就労等への移行に向けての支援を提供

◆就労継続支援（B型）

（単位：人日、人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	600	620	640	756	792	828
	実績	605	671	638	-	-	-
	計画比	100.8%	108.2%	99.7%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	30	31	32	42	44	46
	実績	40	41	36	-	-	-
	計画比	133.3%	132.3%	112.5%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

⑨ 就労定着支援

■サービス内容■

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を提供

◆就労定着支援

（単位：人／月）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	1	0	0
	実績	0	0	1	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

利用期間が1年ごとの更新のため、利用者の特性を考慮し人数を割り出しました。

⑩ 療養介護

■サービス内容■

医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間において病院等の施設で長期入院による医学的管理のもと、機能訓練、療養上の管理、看護、医学管理の下における食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供

◆療養介護

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	2	2	2	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出しました。

⑪ 短期入所(福祉型)

■サービス内容■

居宅において介護を行う者の疾病などの理由により一時的に保護が必要となった障がい者に対し、障がい者支援施設などに短期入所させ、入浴、排せつまたは食事等の介護を提供

(障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます)

◆短期入所(福祉型)

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	16	20	24	53	58	58
	実績	22	30	70	-	-	-
	計画比	137.5%	150.0%	291.7%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	4	5	6	6	7	7
	実績	8	7	7	-	-	-
	計画比	200.0%	140.0%	116.7%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

●うち、強度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、高次脳機能障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、医療的ケアを必要とする者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、その他の重度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

⑫ 短期入所(医療型)

■サービス内容■

短期的に施設へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスを提供

(障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます)

◆短期入所(医療型)

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	2	2	2	10	10	10
	実績	0	0	1	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	50.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	2	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	200.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

●うち、強度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、高次脳機能障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、医療的ケアを必要とする者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	10	10	10
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

●うち、その他の重度行動障害を有する者

(単位：人日、人/月)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

■サービス内容■

一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な確認や助言、医療機関等との連絡調整を行い、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応を実施

◆自立生活援助

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

② 共同生活援助(グループホーム)

■サービス内容■

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他や日常生活上の援助を提供

- 家事等の日常生活上の支援
- 食事等の日常生活上の支援
- 食事・入浴・排せつ等の介護
- 日常生活における相談支援

◆共同生活援助

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	13	13	13	11	12	12
	実績	11	11	13	-	-	-
	計画比	84.6%	84.6%	100.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

●うち、強度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、高次脳機能障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、医療的ケアを必要とする者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

●うち、その他の重度行動障害を有する者

(単位:人日、人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

③ 施設入所支援

■サービス内容■

夜間における入浴、排せつまたは食事の介護等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施

◆施設入所支援

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	6	6	6	5	5	5
	実績	6	5	5	-	-	-
	計画比	100.0%	83.3%	83.3%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出しました。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

■サービス内容■

障がい者のニーズに応じ適切なサービスが利用できるよう障がい福祉サービス等利用計画を作成し、利用後も一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス等の利用が適切か検討を実施

◆計画相談支援

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	10	11	12	16	17	18
	実績	11	11	9	-	-	-
	計画比	110.0%	100.0%	75.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

② 地域移行支援

■サービス内容■

障がい者支援施設や病院等に入所または入院している障がい者に対する住居の確保及びその他の地域生活へ移行するための支援

◆地域移行支援

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	1	0	0	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	0.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在入院中の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

③ 地域定着支援

■サービス内容■

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し緊急時には必要な支援を実施

第5章 第7期障がい福祉計画

◆地域定着支援

(単位:人/月)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

長期入院者及び施設入所者について、3年間で地域移行者が見込まれないため利用者無しとしました。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
協議の場の 開催回数	回数 (回)	計画	1	1	1
		実績	1	1	3
		計画比	100.0%	100.0%	300.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の 開催回数	回数 (回)	2	2	2

【見込量の考え方】

個別のケース会議の回数ではなく、個別ケース会議から把握した課題を解決するため体制の構築や支援の取組状況について、弥彦村自立支援協議会で協議する回数を見込回数として算出しました。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
関係者の 参加者数	人数 (人)	計画	12	12	12
		実績	12	13	13
		計画比	100.0%	108.3%	108.3%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係者の 参加者数	人数 (人)	13	13	13

【見込量の考え方】

現在の弥彦村自立支援協議会委員の人数を算出しました。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
目標設定及び評価の実施回数	回数 (回)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回数 (回)	1	1	1

【見込量の考え方】

弥彦村自立支援協議会で目標設定と前年度の評価を行うこととし、回数を算出しました。

④ 精神障がい者の地域移行支援

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域移行支援	人数 (人)	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数 (人)	0	0	1

【見込量の考え方】

現在入院中の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域定着支援	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人数 (人)	0	0	0

【見込量の考え方】

地域生活へ移行した後の地域への定着はサービス提供体制から現状では難しい状況であるため見込んでいません。

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助	人数 (人)	計画	2	2	2
		実績	1	1	2
		計画比	50.0%	50.0%	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人数 (人)	1	1	1

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

〈実績〉 (1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数 (人)	0	0	0

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

〈実績〉 (1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練)	人数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉 (1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人数 (人)	0	0	0

【見込量の考え方】

近年、利用者の変動がないことを考慮し利用無しとしました。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
専門的な指導・ 助言件数	件	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門的な指導・助言件数	件	1	1	1

【見込量の考え方】

基幹相談支援センター設置の検討も含め協議していくため、専門的な指導等についても見込みました。

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
支援件数	件	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
		計画比	-	-	-

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数	件	1	1	1

【見込量の考え方】

基幹相談支援センター設置の検討も含め協議していくため、専門的な指導等についても見込みました。

③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
取組の実施回数	回	計画	1	1	1
		実績	12	12	12
		計画比	1200.0%	1200.0%	1200.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組の実施回数	回	12	12	12

【見込量の考え方】

相談支援事業所及び地域包括支援センター等との連携を強化するため、情報交換会の実施見込回数を算出しました。

④ 個別事例の支援内容の検証の実施

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証の実施回数	回	3	3	3

【見込量の考え方】

弥彦村自立支援協議会の開催回数を基に個別事例の検証見込回数を算出しました。

⑤ 基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0

【見込量の考え方】

現状では、人員の確保が難しいため、配置無しとしました。

⑥ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	3	3	3
	団体	2	2	2

【見込量の考え方】

弥彦村自立支援協議会で事例検討を行う回数を算出しました。

⑦ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）

〈計画〉

（1年あたり実量）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	0	0	0
	回	0	0	0

【見込量の考え方】

弥彦村自立支援協議会で部会は設置しておりません。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
市町村職員の参加人数	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村職員の参加人数	人	2	2	2

【見込量の考え方】

障がい福祉サービスの担当者2人が研修等へ参加することを見込みました。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

〈実績〉

(1年あたり実量)

区分		第6期見込量			
		体制の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	計画	有	1	1	1
	実績	有	0	0	0
	計画比	-	0.0%	0.0%	0.0%

〈計画〉

(1年あたり実量)

区分		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)		1	1	1

随時必要に応じて事業所や関係自治体等と情報共有を行います。

4 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 地域生活支援事業の実績と見込量

① 理解促進研修・啓発事業

■事業内容■

地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

【見込量の考え方】

障がい者等に対する理解を深めるための記事を広報誌へ掲載を見込み、実施有りとしました。

② 自発的活動支援事業

■事業内容■

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対する支援

※ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

【見込量の考え方】

障がい者団体へ社会福祉協議会を通じて支援を行っており、今後も支援を継続予定のため実施有りとしました。

③ 相談支援事業

■事業内容■

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング※、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等

※ピアカウンセリング

障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

◆障害者相談支援事業

(単位:箇所/年)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数(箇所)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在の実施事業所数を基に設定しました。

◆基幹相談支援センター

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無	無	有	有
	実績	無	無	無	-	-	-

【見込量の考え方】

基幹相談支援センターの整備は現状において困難であり、相談支援事業所や包括支援センター、弥彦村保健師等の連携を強化し設置の検討も含め体制整備を図ります。

◆基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無	無	有	有
	実績	無	無	無	-	-	-

【見込量の考え方】

基幹相談支援センターの整備は現状において困難であり、相談支援事業所や包括支援センター、弥彦村保健師等の連携を強化し設置の検討も含め体制整備を図ります。

◆住宅入居等支援事業

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無	－	－	－

【見込量の考え方】

利用実績はありませんが、事業所と連携のもと、必要な情報を提供します。

④ 成年後見制度利用支援事業

■事業内容■

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部の助成

◆成年後見制度利用支援事業

（単位：人／年）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【見込量の考え方】

これまで実績はありませんが、地域の実情を勘案して設定しました。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容■

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制を構築、専門職による支援体制を構築

◆成年後見制度法人後見支援事業

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無	有	有	有
	実績	無	無	無	－	－	－

【見込量の考え方】

法人後見の確保に努め、支援体制の構築を目指します。

⑥ 意思疎通支援事業

■事業内容■

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通の支援

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚や音声・言語機能の障がい者、または聴覚や音声・言語機能の障がい者とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣

○手話通訳者設置事業

聴覚や音声・言語機能の障がい者とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を設置

◆手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業

(単位：件／年)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 件数 (件)	見込量	3	3	3	2	2	2
	実績	8	11	3	-	-	-
	計画比	266.7%	366.7%	100.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況、ニーズ調査結果等から見込まれる利用者数を設定しました。

◆手話通訳者設置事業

(単位：人／年)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置 者数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

デジタル技術を活用した、意思疎通の向上を検討しているため、無しとしました。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■事業内容■

日常生活上の便宜を図るため、障がい者に日常生活動作補助用具を給付

◆日常生活用具給付等事業

(単位:件/年)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具見込量							
給付 件数 (件)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	2	0	-	-	-
	計画比	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-
自立生活支援用具見込量							
給付 件数 (件)	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	0	1	0	-	-	-
	計画比	0.0%	33.3%	0.0%	-	-	-
在宅療養等支援用具見込量							
給付 件数 (件)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	0	-	-	-
	計画比	0.0%	200.0%	0.0%	-	-	-
情報・意思疎通支援用具見込量							
給付 件数 (件)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	2	-	-	-
	計画比	50.0%	50.0%	100.0%	-	-	-
排泄管理支援用具見込量							
給付 件数 (件)	見込量	122	124	126	118	120	122
	実績	100	107	101	-	-	-
	計画比	82.0%	86.3%	80.2%	-	-	-
居宅生活動作補助用具(住宅改修)見込量							
給付 件数 (件)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1	-	-	-
	計画比	50.0%	50.0%	50.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

それぞれの現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容■

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、弥彦村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修

◆手話奉仕員養成研修事業

(単位:人/年)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習 修了者数 (登録者数) (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

今後は、担い手となる人材の育成に向けニーズを把握しながら関係団体等との検討を行っていきます。

⑨ 移動支援事業

■事業内容■

一人での外出が困難な障がい児・者の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援

◆移動支援事業

(単位:時間、人/年)

区分		第6期実績(令和5年度は見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	80	85	90	18	18	18
	実績	29	2	0	-	-	-
	計画比	36.3%	2.4%	0.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	4	5	6	1	1	1
	実績	1	1	0	-	-	-
	計画比	25.0%	20.0%	0.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

■事業内容■

基礎事業の実施とともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

◆地域活動支援センター機能強化事業（弥彦村）

（単位：箇所／年）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数 （箇所）	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 （人）	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

事業所が無いことから村外の事業所等との連携を図り地域生活を支援します。

◆地域活動支援センター機能強化事業（他市町村）

（単位：箇所／年）

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数 （箇所）	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
実利用 人数 （人）	見込量	8	9	10	7	7	7
	実績	6	6	6	-	-	-
	計画比				-	-	-

【見込量の考え方】

現在のサービス利用者数をもとに設定しました。

(2) 任意事業

任意事業には、「社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業）」
「日中一時支援事業」があります。

① 社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業）

■事業内容■

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成

◆社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業） (単位:人/年)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在のサービス利用の状況やニーズ調査結果等から、見込まれる利用者数を勘案して設定しました。

② 日中一時支援事業

■事業内容■

日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常介助している家族の一時的な負担削減を図る

◆日中一時支援事業 (単位:時間/年)

区分		第6期実績（令和5年度は見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間)	見込量	460	480	500	580	600	620
	実績	541	561	650	-	-	-
	計画比	117.6%	116.9%	130.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在のサービス利用の状況やニーズ調査結果等から、見込まれる利用時間を勘案して設定しました。

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期計画の目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	圏域内での設置を含めて、今後検討していきます。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	1箇所	巡回支援の実施及び村外事業所を利用できています。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0箇所	1箇所	基準該当サービスを活用し提供体制の確保を行っています。

【評価】

保育所等訪問支援については、令和元年度より村外事業所を利用できています。

(2) 医療的ケア児に対する支援

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
令和5年度末時点での協議の場	有	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無	有

【評価】

弥彦村自立支援協議会を活用し、必要に応じて協議します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、専従での配置は難しく対象者も少ないことから村の保健師と協働して役割を担います。

2 第3期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、弥彦村では、令和8年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

■国の基本指針■

<p>令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上 ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上
--

項目	目標	考え方
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	0箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する
目標年度末時点での障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する

【考え方】

村内の実情を考えると、児童発達支援センターを村に新規で設置することは難しいです。通所支援機能は村外の事業所を利用し、相談支援等の地域支援については、村内の事業所と村で協働して対応できる体制を確保しています。

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場等の設置の有無
目標年度末時点での協議の場	有
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

【考え方】

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、対象者も少ないことから村保健師と協働して役割を担います。

3 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

■サービス内容■

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の実施

◆児童発達支援

(単位：人日、人/月)

区分		第2期実績（令和5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	85	85	85	72	84	96
	実績	70	49	40	-	-	-
	計画比	82.4%	57.6%	47.1%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	20	20	20	12	14	16
	実績	18	10	7	-	-	-
	計画比	90.0%	50.0%	35.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用時間を算出しました。

② 医療型児童発達支援

■サービス内容■

児童発達支援及び治療を提供

◆医療型児童発達支援

(単位：人日、人/月)

区分		第2期実績（令和5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近隣に事業所がないことから、無しとしました。

③ 放課後等デイサービス

■サービス内容■

授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供

- 多様なメニュー（日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動等）
- 学校との連携・協働による支援

◆放課後等デイサービス

(単位: 人日、人/月)

区分		第2期実績 (令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	120	140	160	280	294	308
	実績	212	245	251	-	-	-
	計画比	176.7%	175.0%	156.9%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	24	26	28	30	32	34
	実績	20	24	25	-	-	-
	計画比	83.3%	92.3%	89.3%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出し、新規ニーズを利用者の状況等から算出し、増加分を換算しました。

④ 保育所等訪問支援

■サービス内容■

障がいのある子どもが集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある子ども以外の児童との集団生活への対応のために専門的な支援その他必要な支援を提供

◆保育所等訪問支援

(単位: 人日、人/月)

区分		第2期実績 (令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	6	8	10	8	12	16
	実績	1	1	2	-	-	-
	計画比	16.7%	12.5%	20.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	3	4	5	2	3	4
	実績	4	2	1	-	-	-
	計画比	133.3%	50.0%	20.0%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、一人当たりの平均的な利用日数を算出しました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

■サービス内容■

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象

◆居宅訪問型児童発達支援

(単位:人日、人/月)

区分		第2期実績(令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

近隣に事業所がないことから、無しとしました。

⑥ 福祉型障害児入所施設

■サービス内容■

児童福祉法に基づき、障がいのある児童(18歳未満)を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設

◆福祉型障害児入所施設

(単位:人/月)

区分		第2期実績(令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

入所が必要な児童がないため、無しとしました。

⑦ 医療型障害児入所施設

■サービス内容■

児童福祉法に基づき、障がいのある児童（18歳未満）を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えるとともに、治療を行うことを目的とする施設

◆医療型障害児入所施設

(単位:人/月)

区分		第2期実績（令和5年度は見込）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	-	-	-	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

入所が必要な児童がないため、無しとしました。

(2) 障害児相談支援等

① 障害児相談支援

■サービス内容■

障がいのある子どもまたは保護者の意向を踏まえて障がい児支援利用計画を作成。また、利用しているサービス等の利用状況を検証し障がい支援利用計画の見直しを行う。

◆障害児相談支援

(単位:人/月)

区分		第2期実績(令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	8	10	12	9	11	13
	実績	6	5	4	-	-	-
	計画比	75.0%	50.0%	33.3%	-	-	-

【見込量の考え方】

現在利用している人の人数を割り出し、現状を踏まえた見込量を算出しました。

② 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

■サービス内容■

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため配置する。

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

(単位:人/年)

区分		第2期実績(令和5年度は見込)			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置 人数 (人)	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

【見込量の考え方】

専従での配置は難しいため、村の保健師と協働して役割を担うこととし、人数を算出しました。

(3) 発達障がい者等に対する支援

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

(単位：人／年)

区分	第3期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人）	0	0	0

【見込量の考え方】

近年実績が無く、今後も予定が無いため無しとしました。

② ペアレントメンターの人数

(単位：人／年)

区分	第3期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人）	0	0	0

【見込量の考え方】

本計画の実施期間において、認定者は見込んでいません。

③ ピアサポートの活動への参加人数

(単位：人／年)

区分	第3期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人）	0	0	0

【見込量の考え方】

発達障がい者に特化したピアサポート活動は行っていませんが、関係機関と連携し検討していきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 サービスの円滑な利用促進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、県、社会福祉協議会、事業所をはじめとする関係機関との連携を図るとともに、庁内の関係各課の連携を強化し、施策展開を図っていきます。

(2) サービスの質の確保

事業者関係団体等と連携して広報・啓発を行うなど、事業者による人材確保に向けた取り組みを支援します。

また、サービス利用者がそれぞれに合った、質の高いサービスを利用できるよう、サービス事業者による資質の向上をより促進するとともに、県や関係機関等との連携を通じて専門従事者等の養成・確保、資質の向上に努めます。

(3) 障がい者のニーズの把握と反映

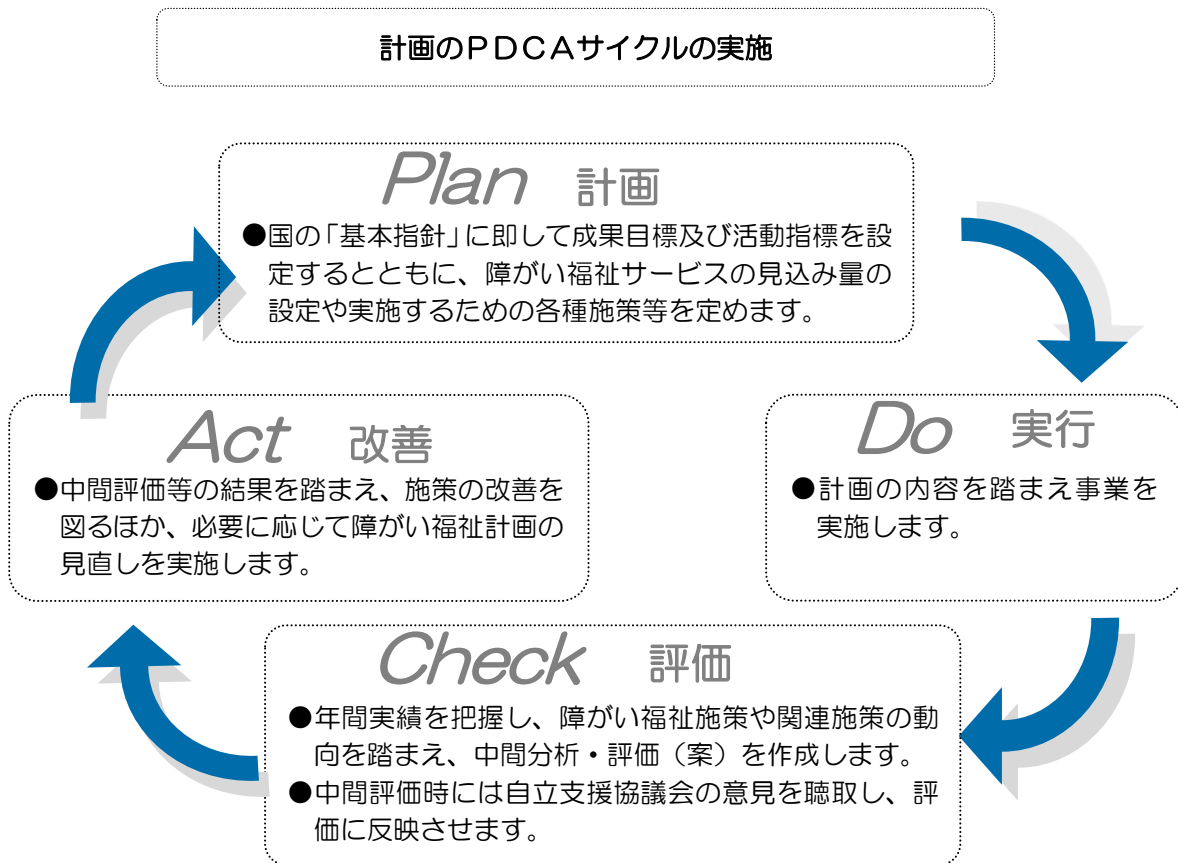
障がい者が自己選択・自己決定できるよう、サービスの提供にあたっては、障がい者当事者の意見を把握し、反映できるように努めます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 情報提供と啓発の促進

計画策定後は、各年度において、PDCAサイクルの考えを取り入れながら事業の実施状況の確認や評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映させます。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健医療関係機関、教育関係機関や障がい当事者団体等との連携を図るとともに、弥彦村自立支援協議会へ報告し、意見を聞きながら計画の進捗管理を行います。



(2) 評価結果の周知

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内及び県、関係機関、県央圏域等との情報交換や計画の点検をより総合的な視点で評価を行い、その結果について弥彦村自立支援協議会等を通じ、検討していきます。